

日本經濟政策学会編

日本の經濟計画

—日本經濟政策学会年報 X—

1962



勁草書房

目次

論説

国民所得倍増計画の背景と役割……………大来佐武郎……………一

「経済成長」と「二重構造」……………酒井安隆……………一二

長期経済計画の一環としての地域開発……………坂本二郎……………二三

報告

線型モデルによる経済計画……………伊東正則……………五〇

ドイツ民主共和国における長期展望計画の根本問題……………上林貞治郎……………五八

イタリアの長期経済計画……………尾上久雄……………七〇

マラヤの経済計画……………松尾弘……………七五

東欧共産圏における国際計画化——一つの展望として——……………山岡喜久男……………八三

厚生省判断の基準とその応用 (一)原理……………丹羽春喜……………八三

……………田村泰夫……………一〇五

(二)課税問題への応用……………榎本功……………一二四

経済成長とナシヨナリズム……………杉浦英一……………一三〇

段階理論の政策論的意義 — 後進国開発理論に関する方法論的反省 — 板垣与一 一四〇

書 評

G・グロスマン編「価値と計画」.....	安平哲二.....一四七
R・ブレバンティ	
J・J・スベングラ編「伝統・価値と社会経済的發展」.....	久米 収.....一五八
B・フォッグ「産業価格政策」.....	新野幸次郎.....一六六
J・E・ミード「新古典派経済成長論」.....	池田勝彦.....一七三
A・M・ハンセン「一九六〇年代の経済問題」.....	丸尾直美.....一八一
G・ミュルダール「福祉国家を超えて」.....	吉田徳三郎.....一八九
F・ベナム「低開発諸国への経済援助」.....	松浦茂治.....二〇〇
マンチェスター合同調査委員会編「イギリス産業のエネルギー問題」.....	山本尚一.....二〇八
B・R・モリス「アメリカの経済成長の諸問題」.....	橋本博之.....二一三
J・J・ブチニェリ「マラヤ経済における所有と支配」.....	松尾 弘.....二一九
学会記事.....二二九

論 説

国民所得倍増計画の背景と役割

大来 佐武 郎

（経済企画庁）

国民所得倍増計画は、昭和三十五年十一月一日に経済審議会の会長から、その原案が内閣総理大臣に答申されたが、その後、約二カ月間に政府内部および与党内部の間の検討を経て、十二月二十七日に正式に閣議決定をみることとなった。このように、閣議決定にいたるまでにかかりの暇がかかったのは、倍増計画の原案の農業問題と後進地域開発の問題の二点について、与党の政治的な感覚との間にいくぶんのずれがあるという点についての論議が長びいたためである。

結局最後に、経済審議会の答申による原案と合わせて、「国民所得倍増計画の構想」と題する短かい作文を合わせて閣議決定とすることによって解決をみた。この構想は、主として農業および後進地域問題について、政府がいきとどいた政策をとるべきことについての態度を示した形になっている。

ところで、この倍増計画が、月給二倍論や、賃金二倍論と結びついていた点もあり、池田内閣の最大の政策スローガンとして掲げられた

ような事情もあって、これまでの経済計画にくらべて世間一般の関心が格段に強まった反面、政治的なスローガンとしての所得倍増と、長期的な経済政策のあり方を示した国民所得倍増計画、さらには、この計画の作成を一つの契機として発展した、いわゆる倍増景気、あるいは倍増ブームとよばれるような経済情勢がおたがいからみあって、これらの間の区別が不分明になり、いろいろな意味で誤解を生むにいたった面も少なくなかった。

もともと倍増計画は、政治的なスローガンを契機として作成されたものであるが、一面においていさおう政治的な関係とは別個の存在である。経済審議会が多数の専門家や学者を動員して原案をまとめあげたという、いわば客観的な性格を備えている。しかもこの計画においては、従来のいくつかの長期計画作成の経験をかえりみて、計画の負うべき役割りについての検討がおこなわれた。そのひとつの重要なねらいとしては、現実の政策に対して影響を与える意味において、長期政策のプログラムをつくるという立場をとってきたことである。

前節でも述べたように、個人にしても、企業にしても、政府にし

ても、ともすれば目前の事態に目をうばわれがちになる。長期の見通しなり計画なりをともに用意することは、現在の判断、現在の政策決定にあたって、長期的な観点からの検討を可能にし、いわゆる先きを見た計画的な手を打つことを可能とする。このような意味で、長期計画が、とくに日本のような自由経済体制において、現在の政策の選択ないし決定について正しい指針を与えるという役割りが大切だと考えられたのである。

倍増計画はその意味で道路、港湾その他社会施設、公共施設の充実に強調し、必要な投資額などについても、いちおう具体的な計算をおこなっているほか、経済発展の地域構造に対する、いわゆるベルト地帯構想、ないし大工業地帯を中心とする外延部の拡大をはかる構想などを示し、また東京都についても、政府機関などの移転について検討すべきことを勧告している。さらに、今後の経済成長に伴って、人間の要素がますます重要性を加えることを基調にして、教育訓練などの行政問題について、かなり具体的な政策的方向づけをおこなっている。

このように、倍増計画は長期政策のプログラムとしての意義をもち、またそれなりに、予算の編成や経済関係の法律案、あるいは政府各省の考え方、民間産業界、学界、教育界各方面のものの考え方にいろいろ異なる形で影響を与えてきている。

二

このような政策の指針としての倍増計画の役割りは、計画本文、さらにその構想の基となった部会、小委員会の報告などを注意深く

読むことによつて明らかとなるのであるが、一般にはあまり詳しい内容を検討せずに、計画のなかの部分的な数字などについて、経済の実勢とくいちがいがあつたことを理由として、計画そのものを否定するような議論もあるが、これは、倍増計画の基本的な性格についての理解の不十分な点からきていふように思われる。

もちろん、計画自体にもいろいろ問題があり、またその計画発表の仕方なり、世間の受け取り方についていろいろ問題があることは事実である。たとえばそのひとつとしては、国民所得の倍増ということは経済規模の倍増を意味するのであつて、国民一人一人の所得が倍になることを意味してはいないのであるが、この点、新聞などの報道でも、国民所得倍増の「国民」が省略されて、所得倍増と読まれることになつて、一般にちがつた受け取り方をさせる結果となつた。経済規模を示すには国民総生産(GNP)というとならえ方と、国民所得というとならえ方があり、現在の日本の経済においては、国民総生産のほぼ八割が国民所得の値になつていふので、国民所得倍増は国民総生産の倍増をも意味するものである。

さらに、一人当たりの国民所得を倍にするためには、一人当たりの国民総生産も倍にしなければならない。その意味では、所得倍増には、生産性倍増の裏づけが必要なことになる。しかも生産性の増加率は、各産業、企業によつて異なるものである。賃金のほうは、一般に社会的水準によつてきめられる傾向が強いので、もしも生産性の伸びが遅い産業、あるいは企業があるとすれば、これは将来、経営上いろいろ困難な問題をもつようになる可能性がある。このような生産性の不均等な成長が、次第に生産性の低い部門の縮小と生産

性の高い部門の拡大をよびおこし、それが産業構造の変化の重要な原動力として働くという重要な点が、所得倍増のかけ声に打ち消されて、十分に認識されていないくらいもある。

三

いま一つの重要な点は、経済成長と景気変動の関係である。戦後の資本主義経済は景気変動の幅を縮めることに成功していることは事実であるが、しかし、まだこれを完全に克服するところまではいっていない。過去の日本経済の成長の実績を見ても、年によって成長率に大きな変動が見られる。たまたま昭和三十四年以降に、きわめて高い成長率が実現し、これが倍増計画の目標にくらべて、かなりのくいちがいを示しているということで、計画自体が再検討を要するのではないかという批判も出ているのである。

しかし、一面において経済の急速な拡大がそのまま長期的すう勢を示すものであるか、あるいはそのなかに、相当程度一時的な景気変動の要素が含まれているものであるかは、慎重に検討されねばならないのである。また、経済計画の重要なねらいは、経済各部分のつり合いのとれた発展を計ることにあるわけで、そのような意味では、ただむやみに成長率が高ければ高いほどいいというものではない。

たとえば民間産業部門の活動が盛んで、自動車の台数が急激にふえても、一方公共部門の道路の施設改良が追いつかなければ、せっかくできた自動車が有効に活用されない結果になる。

東京都内における日本通運の自動車の運転効率は、過去二年間に

三割低下したといわれる。すなわち、同じ自動車と運転手で二年前にくらべて交通混雑のために三割少ない荷物しか運べないということとを意味する。これは、結果において東京都の貨物輸送を利用するあらゆる産業が、運搬コストの割高の影響を受けるということになるわけで、かりに経済成長率が幾分低くなったとしても、このようなアンバランスを直す方向に経済成長が進められていくべきである。

このような意味からいっても、単に成長のテンポが倍増計画のレベルをかなり上まわるといって、ただちに計画のあやまりであることはできない。むしろ、短期的な経済の動きがいきすぎである結果、計画とのくいちがいを生じているという場合もあり得るであろう。

四

ところで、倍増計画のものさしで経済の短期的な変動を測ろうとする場合に、実は技術的にみてかなり困難がともなう。これは、倍増計画がおよそ十年後に経済規模を倍にすることによっており、その倍増した姿における経済バランスをかなり詳細にえがいて見ているのであるが、現状から倍増の姿にいたる経過についてはほとんどふれていないことによる。

このことは倍増計画の一つの重大な欠陥といえるかもしれない。一つには、倍増計画が長期間にわたる日本経済の構造変化の方向を明らかにし、それに対処すべき長期政策の内容を示すことに重点がおかれている結果、途中のプロセスについての考察が不十分であっ

たということもあるであろう。もちろん、実際の計画作成のうえでは時間的な制約もあり、また短期変動と長期のすう勢を組み合わせた形での計画作成という点について、技術的な困難性も感じられた。

さらには、自由経済体制のもとにおける計画である本質的な性格からして、あまりに詳細に将来の経済の進路について規定することが困難であり、またあえてそれを行うことによって、財政その他各種の経済政策の弾力的運営をおこなっていくうえの障害になるのではないかという懸念もあったのである。しかし、おそらく今後の課題として、単に十年先の姿だけではなく、現状からいかにしてそのような状態に到達するかというプロセスについての掘下げが、必要とされるであろう。

なお倍増計画には一定の成長率が想定されているように、世間から受取られている場合が多いが、実は、計画はおよそ十年で経済規模を倍にするという表現を用い、条件がよければ十年以内に倍増の可能性を認めている。したがって、かりに十年で倍増する場合には、平均成長率は、七・二パーセントになることにすぎないのであって、七・二パーセントを上まわれればいきすぎであり、下まわれればいきたらないという判断には直接結びつかないものである。

かりに九年で倍増する場合には、平均成長率は八パーセントとなる。このように成長のテンポについて幅をもたせることの必要性は、倍増計画作成の衝にあたった計量部会長の山田雄三教授が以前から主張してこられたところである。

五

倍増計画の一つの特徴としては、経済を大きく政府公共部門と民間部門とに分けて考えていることである。前者については、政府が直接の責任と実行の手段を有することからして、これまでよりも計画性を強め、他方、民間部門については、個々の企業経営者がマーケット・メカニズムを通じて、生産なり設備拡張の仕事を進めていくべきものであると考える。政府計画は、主として経済規模が倍になった場合の、各種の民間部門の生産、需要などについての水準を予測した形になっている。したがって、民間部門についての倍増計画に掲げられた数字は、もともと一つの予測数字であって、企業はこのような予測数字と経営者独自のマーケット・リサーチによる結果と、さらに自己の企業とさらに自己の企業が達成でき得るであろう市場占有率（マーケット・シェア）を考え合せて、それぞれ自己の企業の長期計画を立てるべき性質のものである。

ところが、今回の倍増計画の経験によると、生産計画にあらわれた民間部門の数字が、そのまま実現を保證された数字として受け取られた傾向があり、その上に民間企業間の激しい競争が加わって、全体としてみれば計画をはるかに上まわる設備投資を誘発する結果ともなっている。

このような計画の数字と、民間企業家の投資態度とのあいだの相互作用は、今後検討を要する問題であり、計画の発表自体が経済の動きに影響を与え、そのことが計画を上まわる投資活動を刺激するというような現象について、従来十分な考慮が払われていないよう

に思われる。

今後の政策的な課題としては、民間分野の個々の産業、個々の企業の内容に立ち入ることを避けつつ、全体としての投資水準について、安定的な拡大を実現し得るための政策手段についての検討が重要性をもつことになる。以下に、参考のために西欧諸国においてとられている各種の景気調整手段を述べれば、次の通りである。それらはいずれも、不況時の対策と同時に、好況のゆきすぎの場合の対策をも含むものである。それらを簡単に例示してみよう。

(1) 金融手段——もともとオーストドックスなもので、中央銀行の公定歩合や、準備率、マーケット・オペレーションなどの操作によって、金融情勢に影響を与える。

(2) 住宅投資調節——欧米では、景気調節の重要な一手段とされている。住宅金融機関の貸出し条件（あたま金など）を動かすことによって、住宅投資水準に影響を与える。欧米では、住宅投資が一般に固定資産投資の二―三割に達するので、このような手段が有効であるが、わが国ではこの比率が一割以下であるため、住宅投資の景気調整効果は、欧米にくらべて弱いけれども、倍増計画では今後その比重の増大を予想しているので、景気調整手段としての役割りも考慮すべきであろう。

(3) 租税手段——設備投資について、スエーデンのように、好況時には五―一〇パーセント程度の投資税をかける方策や、オランダのように、社内留保分の再投資の二割を損金扱いとする租税法上の優遇措置を、好況時に撤廃するといったやり

方がある。近年、アメリカで多くの財政学者が主張しているのは、個人消費に直接影響を与える目的をもって、好況、不況に応じて個人所得税率を動かす方法である。また、一九六一年にイギリス議会の承認を得たペイ・ロール・タックス（俸給税）も一例である。

(4) 財政支出手段——公共事業等財政支出面について、不況時に支出を増加し、好況時にこれを削減する方法がある。ニール・ディール時代には、これがもっとも重要な調整手段と考えられたが、近年は、公共事業支出は通常かなりのタイム・ラグをもち、短期変動調整としてはタイム・ラグがうまく合わないおそれがあること、公共事業はそれ自身の長期的役割りからみて、短期政策の手段に用いることが必ずしも望ましくないことなどが指摘され、むしろ前記の個人所得税を動かす方法が効果的と考えられるようになってきている。ただし、好況時に一時政府支出の削減ないし繰りのべをおこなうことは、政府が直接にぎっている手段として有効なものの一つである。

(5) その他の手段——自主調整、行政指導などが考えられる。前者は競争の激しい経済では実行面に困難があり、また、ゆきすぎれば独占禁止立法との関係が問題となる。後者については、個々の産業、個々の企業の投資内容に政府が立ち入ることは、企業の自主責任の確立という面からみても、ともすれば官僚統制を招きやすい点からいって問題があるろう。

欧米諸国では、個々の産業、あるいは企業の投資は、マーケット

ト・メカニズムと経営者の判断にゆだねるほうが、資源の最適配分上望ましいとの立場をとり、設備投資のオーバールな水準について、政策的に調整を加えるという考え方をとっている国が多い。

以上のほか、戦後西ドイツでしばらくとられていた、電力、石炭等基礎産業の建設資金を、一般産業がその利益金の一部を削いで提供する方策も、短期対策というよりむしろ長期的バランス達成の手段として興味のある一例である。

わが国の場合についても、長期的には民間設備投資と、公共基礎投資のアンバランスの是正に役立ち、短期的には、民間投資のゆきすぎの抑制に役立つような政策手段を考究してみる必要があるう。

六

このような意味では倍増計画は、政府公共部門における計画性の導入にある程度成功したが、反面において、民間投資活動に対する計画性の導入という点については十分な成果をあげたとはいえない。また、この面についての政策手段が整備されることは景気の大きな動揺を防止するためにも不可欠な課題であるといえよう。

自由経済における計画の役割りとして、とくに現在の日本経済の実状に照して重要と考えられるのは、経済の民間部門と公共部門の両者のあいだの相互作用とそのバランスである。倍増計画は、この両者をべつべつに検討することはしたけれども、両者間の相互作用についての検討がまだ不十分であったように思われる。

社会資本充実の政策について考えてみると、現在のわが国は生産

面においても、消費生活の面においても、民間分野がいちじるしく発展している反面、政府の責任において充実改善をはかるべき基礎的な公共施設が、いちじるしい立ち遅れを示している。自由経済のもとにおいては、ともすればマーケット・メカニズム、あるいは私企業の採算の範囲に入る仕事は、積極的な発展がはかれるけれども、そのようなマーケット・メカニズムの外にある仕事は、ともすれば立ち遅れとなって取り残される危険がある。

これは単に道路や下水というような公共基礎施設のみならず、社会保障による分配政策、教育訓練などの人に関する政策、その他の国家的、公共的な利益の立場からはきわめて重要であるが、私企業の対象になり得ないという、大きな仕事の分野が取り残されていく危険があるのである。このような公共部門と民間部門のアンバランスを防止するための重要な手がかりが、経済計画であるともいえる。

この点についての問題意識は、これまでわが国で必ずしも十分であったとはいえないけれども、マーケット・メカニズムによって支配される分野については、自由な競争のもとにおける発展が、わが国の程度に民間企業が発達し、社会の組織も能率的な私企業の経営を可能にしている経済においては望ましいあり方であるといえようが、反面、それだけに私企業の対象にならない仕事について、政府の綿密な検討と、手遅れにならない対策を長期計画にもとづいて進めていく必要性が高いともいえる。

倍増計画と政策の関連についていまひとつの注目すべき点は、いわゆる日本経済の二重構造との関連である。倍増計画は、大筋にお

いて今後も当分のあいだかなり高率の経済成長が可能であると見ている。その結果日本経済は、労働力過剰から労働力不足型の経済に変化し、その過程において従来の低賃金低生産性部門における雇員が減少し、高賃金高生産性部門の雇員が拡大するという過程を通して、逐次二重構造の緩和が促進されるものと考えている。

もちろん、計画においても、そのようなプロセスがまったく自動的に進行するものとはみっておらず、最低賃金制度の普及や、年功序列型の賃金の是正や、大企業と中小企業との関係の改善や、生活保護基準の引き上げなど、各種の政策手段を進めることによって、二重構造の緩和が可能であるとしている。しかし少なくとも労働力過剰が不足に転換していくことは、基本的にこのような格差是正政策を實行する上に有利な基礎条件を提供するということになると思われる。

反面において、成長のスピードがあまりにも早すぎるような場合には、中小企業の労働力不足、それにもとづく賃金上昇、地方において設備投資の不足にもとづいて、生産性の向上が賃金上昇にもとなわなないというようなことから、中小企業の経営が圧迫され、社会的な摩擦の一原因となるような場合も考えられる。現段階における長期計画の重要な役割は、このような意味からいっても、格差是正のための政策の手がかりを提供するということにあると思われる。

以上に見てきたように、経済計画と現実の経済政策の関連は複雑であり、わが国においてはまだ十分に検討しつくされていない課題であるともいえる。ことに長期計画が長期政策に手がかりを与える

のみならず、短期計画ないし短期政策といかに結びつくべきかという点について、今後の重要な政策的課題が残されている。

質問 一（一橋大学 篠原三代平）

一、昭和三六年度民間設備投資はすでに倍増計画の最終年度（四五年）に予定されている三兆六千億円に達している。倍増計画を基準とするかぎり、三六～四五年度民間設備投資は横這いとなり、したがって資本財工業の長期停滞を来たざるをえない。したがって、今後の問題としては、倍増計画以外に設備投資引上げの基準を求めねばならない。一案として私が抱く考え方はこうである。民間設備投資比率・GNP比率は終戦直後から盛り上って、昭和三〇年に一つの谷を迎え、そのあとふたたび急上昇している。私は設備投資比率のこのジグザグ・サイクル（十年周期）ともいべき波動を今後の設備投資をプランする場合の一基準と考へたらどうかと思う。

二、所得倍増計画では工業高度化という見地から食料品工業の比重の低下、重化学工業の比重の上昇傾向を想定しているが、高度成長下のわが国経済では水準が低いにかかわらず、工業の重化学工業化の程度はむしろアメリカやイギリスよりも高い。化学工業、第一次金属工業、電気機械工業、輸送用設備工業の付加価値構成比はむしろ米独より高い。そして食料品工業の比重は低い。二六年以降わが国食料品工業の比重も漸増の過程にある。したがって、設備投資の急進テンポがやわらいだあとでも、依然として重化学工業化の方向を辿るかどうかは再検討の余地がある。

三、ここ数年の高度成長の実現の背景には、輸入品相対価格の急落によって国際収支天井が引上げられたという事実がある。

そういう事実がなかった場合の成長速度如何ということも、吟味・反省する段階となったと思う。

答 一、十年周期のジューグラー・サイクルを考えるべきかどうか、確実な判断は難しいが、今後しばらく設備投資の水準が横這い状態になることは予想される。

二、右に関連して資本財生産の増加テンポがゆるむことは予想されるが、耐久消費財の伸びが予想されるので、重化学工業化の傾向は続くとみるべきであろう。

三、輸入品相対価格の低落、交易条件の改善は、こゝ二、三年の超高度成長にもかゝらず国際収支の制約に直面しなかつた重要な原因の一つと考えている。このほか為替の自由化による短期外資の流入も一時的なプラス要因として働いた。

答 「小島コメントについて」(一橋大学 篠原三代平)

一、日本経済、貿易の現段階を能率化、輸出化に専念すべきときと考えられる小島氏の考えは、その根拠は知りえないが、私なりの意味で同感である。所得水準が低いに拘らず、重化学工業比率は西ドイツ、アメリカなみであり、しかも輸出構成比からみた重化学工業比率が低い現状では、重化学工業品の輸出力強化が必要である。そのためには、各産業に総花的な設備投資増加でなくて、多分に傾斜をもった投資配分が行われる必要がある。

二、交易条件の今後十年後の見通しについては、私自身の考えももっていない。ここでは根拠のない「感じ」の論議を避けるため、

短期の論議を超えて交易条件の長期的見通しについて私見を述べるわけにはいかない。けれども、戦前とちがって、国内のウィーク・セクター(労働者、中小企業、農民)の地位が強化される場合には、数カ年間に四割もそれが不利化するといった事態は回避されよう。したがって、長期的には交易条件の悪化による輸入依存度の上昇という可能性をそうシアリアスに考える必要はない。

質問 二(一橋大学 小島 清)

一、一九六一年の民間投資が既に倍増計画を達成したとか、十年計画を二年でやったというような表現は不正確で誤解を招くものと思う。正確化されたい。

二、十年間に予想された資本形成総額を達成すればよいのか、それともステディな率で年々の資本形成が増加していくべきだと考えているのか。計画初期に多額の投資をやるのが「規模の経済」からみて望ましいこともある。

答 一、一九六一年の民間投資は倍増計画で一九七〇年に想定した水準にほぼ達したことは事実であるが、輸出や個人消費は計画の出発点の水準にあるのであるから、むしろ民間投資のアンバランスを示すものと解釈すべきであろう。

二、計画で見込んだ成長と、資本係数からすれば、一応計画にかゝげられた投資で足りることになる。現在の資本係数の高まりは一時的要因による面が多いと判断されるが、適確なところはいましばらく事態の推移を見なければならぬ。計画は成長率を前期にやゝ高くすると見込んでいたので、投資が年々均等に増加することは必ずしも予想していない。

質問 三 (一橋大学 山田雄三)

一、所得倍増計画は計画というより予測であると説明されたと思うが、将来ギャップやアンバランスが予測されるに對し、その調整を意図するものとして、単純な予測と区別すべきではないか。

二、これに関連して、短期と長期との関係をどう見るかが問題になる。長期計画は短期の変動に對し基本線を示すと同時に、短期の変動によつて基本線そのものの修正が必要となると同時に二面にはさまれていると思う。この点の反省を一步押し進むべきではないか。

答 一、倍増計画の民間部門は「予測と誘導」という考え方をしているが、政府部門は計画性を強めるという建前をとっている。しかし御指摘のように民間部門をふくめて、経済各セクターの間のバランスを計画の中で示しているのであるから、その意味ではたんなる予測でなく、プロジェクト——政策的前提をおいた予測——とよんでもよいであろう。

二、長期短期の関係ははまだ十分に検討されていない問題である。サイクルとトレンドを適確に分離することが難しく、トレンド自体も可変であるとする、かなり主観的な判断が入ってくる余地がある。しかし短期変動によつて長期の基本線を修正するまでにはある程度の時間をかけて、計画におけるトレンドの判断自体に修正を必要とすることが明かとなつてから行うべきではなからうか、その意味で二—三年ごとに長期計画の改訂ないしつくりなおしをやることが実際的と思われる。

質問 四 (名古屋大学)

滝沢菊太郎

所得倍増計画においては、目標としての中小企業の姿をいかに考えているか、中小企業小委員会の報告では、中小企業のウェイトはほとんど変わらないと考へ、その辺で規模別格差の縮少を考へていようですが、そのような姿が実現可能でしょうか。

むしろ、アメリカ、イギリスなどにみられるような中小企業のウェイトが低く規模差が小さいという姿に向うのではないか、すなわち、規模差の縮少は中小企業のウェイトの縮少をとまわずしては実現不可能ではないか。

答 中小企業のウェイトは大体変らないとみているが、中小企業の内部で、零細ないし小企業が減少し、中企業が大きく拡大し、欧米における企業規模別分布に次第に接近していくものと考へている。その意味で「計画」は質問者の考へ方にほぼ近い推移を予想していると言えよう。

質問 五 (専修大学 中村秀一郎)

高度成長において二重構造は解消しうるか。また「倍増計画」に列挙されている方策において解消乃至前方向をたどることは可能か。

答 高度成長はこのまゝで二重構造の解消をもたらすとはいえないが、二重構造解消を促進するために必要な条件がうまれてくるであろうし、必要な政策の手が打ちやすくなるということは言えると思う。

質問 六 (大阪府立大学 永島清)

一、所得倍増計画(構想計画)および前計画は計画スタートと共に挫折するかの印象を与えているが、この点、計画の方法につい

て根本的な反省の必要はないか？

二、右二計画はともに当初、野心的計画（予測）であると云われながら、事実はこれを上廻る実績によって裏付けられている。計画の過小評価以外に別途の要因又は意図がそこにあるか？

答 一、「計画」では民間部門は一応予測であるとしているが、民間の企業家の投資態度が政府計画によって影響を受け、総理大臣の強气的な見解が反映する等のがあり、また企業のシェア拡大競争などが働いて、計画の数字をうまわる投資が行われるというような可能性についての検討が不足であったといえよう。今回の計画はスタートにおいて挫折したとは考えない。むしろ現実の経済が長期的なすう勢にくらべて短期的に行きすぎとなっているところに問題があると思う。

二、計画目標は、(一)に述べたような理由で幾分ひかえ目に見ることがよいかも知れぬ。とくに意識的にそうしているわけではないが、将来に対してある程度安全率を見込むと、ややひかえ目の計画になる傾向はある。しかしこの点、計画の作成の度に日本経済の成長力に対する評価が次第に実際的になってきていると思う。

質問 七（早稲田大学 柏崎利之輔）

一、公共投資の民間投資に対する比率が1対3から1対2へ変えられるべきであって、例えば1対1.7あるいは1対2.3にすることを目標としない根拠は？

二、一定額の公共投資をどんな基準で種々なる項目に割り当てるか？ どのように経済的合理性の基準を社会的ないし政治的要請と結び合わせるか？

答 一、公共投資の民間投資に対する比率は、計画の中で先決した

のではなく、塩野谷氏に対する解答で述べるような手続で算定し、他方民間設備投資は成長率と平均資本係数の関係から算定し、それが結果的に1対2の比率になるということになったわけである。もちろん政策として、公共投資の比率を高めるという前提的な考え方はとられているが、厳密な比率を先決したわけではない。

二、塩野谷氏に対する解答二参照のこと。

質問 八（一橋大学 塩野谷祐一）

(一) 計画と現実とが乖離した場合、あらゆる場合に計画が誤りで修正を要するとは限らない。乖離が大きくても計画の方を正しいと見る場合もありうる。修正を要する場合、修正を要しない場合の判断はどのようなものか。

(二) 経済計画と財政活動とが結合していることは、倍增計画のメットであろうが、政府投資の配分原理はどのようなものか。

答 一、計画と現実がはなれた場合には、必しも計画のみに責任があるのではなく、現実のほうが行きすぎになっている場合もあると考えている。経済の現状についてのわれわれの認識もほぼそのように判断している。

二、政府投資の配分原理は、いまだ十分理論的に体系化されたものではないが、道路港湾のように輸送量の予測と資産原単位から所要資産が算定できるものについてはそれにより、その他の項目はおよその積み上げ計算や、住宅の望ましい水準等から投資額を算定し、これら政府投資の合計が、経済バランスと租税負担率からみて可能な範囲にあるか否かを検証し、幾度か試行錯誤を繰り返して数字

をきめたのである。

質問 九 (大阪市立大学 吉田 義三)

一、二重構造の解消または生産部門の生産性引上げのためのバランス・メカニズムの基本的なものを何に置かれるか。

二、投資率の低下が安定的成長のために必要であるとすれば、それに対処すべき調整の中心点は何か。

答 一、生産性向上は、労働力不足、特に低賃金セクターのそれが、賃金の上昇ないし、求人難となつてあらわれ、これが低生産性部門の生産性向上を促すことにならう。同時に最低賃金法の強化、中小企業向け資金増大等の政策手段が必要である。

二、投資率低下の手段としては、現状におけるわが国の場合一般的金融引き締め、中央銀行の利子率、マーケット・オペレーション等の諸手段が中心とならう。

質問 一〇 (香川大学 大泉 行雄)

「倍増」という計画の「倍」という目標がどうして定められたか。なぜ三倍、四倍ではありえないか。

もし戦後の経済成長の趨勢から判断して、倍増が妥当な目標であるとするれば、その場合には、何故、特に「計画」を行う必要があるのか。

答 一、「倍増」の「倍」がきめられた直接の原因は、政治的には一昨年五月岸内閣において、経済規模をおよそ十年間に二倍とする計画を作成するという構想が発表されたことに基いている。経済企画庁としては経済審議会の計量部会で右の政治的な考え方は一応別箇に各種の経済バランスや成長の実績を検討した結果今後十年に

わたって六・五%—八%程度の成長が可能と考え八%がほぼ上限と判断した。従つて十年倍増のための年平均成長率七・二%はこのような可能性の中に入るので、「およそ十年で国民所得を二倍にする」計画が作成されることになつたのである。また計画は「およそ」という表現で、将来の不確定要因に対する巾を持たせてある。

二、十年で倍増の可能性があれば、何も「計画」は要らないではないかという質問であるが、計画のねらいは、成長過程における長期的問題の所在とその強度を、将来についての経済計算を行うことによつて、予め具体的に指摘し、バランスのとれた経済成長を実現するための長期政策のプログラムを明かにすることにかつておられる。かりに経済規模が倍になる可能性があつても、長期政策としてとりあげるべき課題は無数にあるわけで、たとえば道路港湾のおくれ、技術者不足の問題等それらに対処すべき方策を計画の中で明かにすることに重要な意義がある。

「経済成長」と「二重構造」

酒井安隆

△大阪市立大学

(一) 問 題

さいきん数年間のわが国経済は平均年率10%前後といういわゆる「高度成長」を示し、本36年は後半に入ってから国際収支の悪化によって成長テムボは若干鈍化したものの、依然として政府当局者の一部、並びに民間大企業においては、「高度成長」持ぞくの期待はつよい。しかしこのようないきんの事態の推移にかんがみてもわが国経済の「高度成長」の要因検討と持ぞく可能性の吟味については、その必要性和喫緊性が倍加していることも、また否定できない。

「高度成長」をめぐる論議の第1は、わが国経済の成長力そのものの評価をめぐって行われており、一方は周知のように下村治博士に代表されるようにわが国経済の当面する「段階」を「歴史的な勃興期」と規定し、そこに達成された成長率の高水準は、今後相当長期間にわたって持ぞくするものと「確信」している立場であって、言うまでもなく現政府の「所得倍増計画」はじめ諸政策の有力な理論的支柱となっている。これに対する他方の見解は、さいきん数年間

の「高度成長」はわが国経済の構造的矛盾、とくに「二重構造」の一その深化の上に支えられたものであり、大企業の「独占」的地位の一その強化と、これによる中小企業や労働者階級への「搾取」の上に「高度成長」を支える「高度蓄積」が実現しえたのであり、従ってこのような性格をもった「高度成長」の持ぞくは、わが国経済の「構造的矛盾の深化」によって阻止され、近い将来における過剰生産の危機の要因が内包されているとするもので、さきの下村博士に代表される見解が、経済の量的規模の拡大をそれ自体として評価し、「二重構造」に代表される「構造的矛盾」はかかる量的拡大けいぞくの過程で、漸次解消し、構造の近代化も達成されると考えているのと鋭い対象をなしている。

論点の第2は「高度成長」の要因をめぐる論議である。「高度成長」の要因を企業とくに民間企業の旺盛な設備投資意欲とそれを現実の設備投資にまで高めることを支えた制度的要因に求めることが定説化しているが、このような「設備投資の盛行」「投資が投資を呼ぶメカニズム」の評価とその限界「合理化・近代化」投資と「過剰投資」との関連、「設備投資競争」の背後にある「企業間競争」の評価、「設備投資」を支える制度的要因とりわけ資本調達方式と財

政、金融制度のあり方等の論点をめぐって、種々の見解が発表されている。

論点の第3は、第1の点とも関連するのであるが、「高度成長」の実績ないしは展望の検討に当って、いわゆる「二重構造」との関連にとりわけ重点をおき、「高度成長」に果す「二重構造」の役割とその限界に問題を集約することによって、この視角からわが国経済の顕在的並びに潜在的成長力の評価を行おうとするものであって、論争の過程において「中小企業」研究者の発言も加わり、わが国の「中小企業問題」が、単に「残存形態」の追求という従来の問題意識から一歩抜き出で、わが国経済の成長と発展との関連で、積極的にそのレーゾン・デートルと「社会的価値」を主張するための論拠と方法を探し求める方向にふみ出すに至ったことが注目される。そこでは「二重構造」という概念の未整理にも拘らず、この問題との関連をはなれては、わが国経済の成長と発展について適確な発言を行うことができないという意識が漸く高まり、さいきんは「近代経済学」の手法をとる研究者のこの分野への積極的発言も加えて、論争の積極的展開が今後に期待されている。

本報告は以上のような問題整理の上に立つて主として第3の問題点を中心に、第1、第2の問題も適宜考慮しながら、わが国経済の「成長」と「二重構造」との関連に関する若干の試論を展開し、この種問題の解明に些かの発言を行いたいと企図している。

(二) 「二重構造」の定義

日本経済の構造の内部にいわゆる「二重構造」が存在することに

については、昭和32年度の「経済白書」がこれを指摘して以来、各方面で同様の表現が用いられているが、その定義は必ずしも一定していない。経済企画庁の大来佐武郎氏は「……二重構造とは先進国的な経済構造と後進国的な経済構造とが並存して、国民経済をかたちづくっていることを指す。具体的な指標でその特長をあげると、非資本主義的な産業部門と資本主義的な産業部門が並存し、その産業部門の生産性較差が顕著なことである」と定義しておられるが、これは「二重構造」についての一般的な定義を代表しているようである。

これに対し一橋大学の篠原三代平教授は、同種産業の中に「経営規模別生産性」の連ぞく的な「傾斜構造」の生じている現象に注目し、ここに見られる生産性の「開差」や「賃金格差」の連ぞく的な傾斜そのものは、「典型的には近代産業の発達と前近代的生産様式の残存とからできあがってきたと考えられる」として「賃金格差」「就業構造格差」「高度の資本集中現象」と「寡占」の存在等の諸現象の解明を中心に「二重構造」のメカニズムと作用を分析しておられる。

これに対してマルクス経済学の立場をとる人々の中には、現在の段階における独占資本主義ないし国家独占資本主義の「専一的支配」を強調する余り、「二重構造」という表現そのものを否定する人々も多いのであるが、積極的に「二重構造」を定義しようとする人々の中には、例えば「二重構造」は工業における「大企業、中・小零細企業の並存状態」であるが「単純に大企業一般が中小企業一般を搾取しているような関係でも割り切れない。……くわしく観察すれば、大企業、中小企業といわれるものも決して単一の層ではないのであって、それらがまたいくつかのグループに分かれる。だから実

は二重構造というより、三重構造、四重構造、多重構造ともいふべき分布状態を呈している⁽⁸⁾として「二重構造」という表現を否定する人々とは対象的に「多重構造」として捉えている人々もいるのは興味深い。また一部には「二重構造」問題を全く「中小企業問題」の中に埋没させている若干の見解もある⁽⁹⁾。

報告者自身は「二重構造」の定義についてすでに旧稿「産業構造の『高度化』について」⁽¹⁰⁾において、問題を一応工業の分野に限定した上で、「同一産業業種内に存在する著しい規模別賃金格差の問題が、その中心的内容をなす」としたのであり、この見解は今日においても基本的には変更する必要がないと考えている。而てこの場合、「二重構造」の存在を積極的に主張するための最も重要なポイント「企業規模別賃金格差」の存在の確認である。「企業規模」を考へる場合、通常一般的に用いられているのはいうまでもなく「従業者数規模別」であるが、各産業業種の間には存在する資本、設備、技術、経営等の諸側面にみられる「質的差異」を超えて、「企業規模」を専ら量的な従業者数で測定することの不合理性はすでに各方面で指摘されているところであり、報告者はこの点について、少くとも産業中分類別に「従業者数規模」のもつ意味をケース・バイ・ケースで判定しておくこと、そのための手掛りの一つとして、個別企業の固定資産課税標準額ないし使用総資本の計数が信憑性をもつならば、従業者1人当り固定資産課税標準額ないし使用総資本額をもつて企業規模測定「量的指標」とすることを提案したいと考えている⁽¹¹⁾。

また「賃金格差」の問題についても、現行の賃金支払形態の複雑

さと企業毎の差異によって、平均値で示される「企業規模別」の「賃金格差」とは別に、企業の賃金体系、残業時間、福祉厚生施設等の実質的な賃金支払形態の内容的な考慮と並んで、各企業従業者の年令別、性別構成、熟練度等の従業者の「質的側面」の考慮が必要とされ、「格差」の存在が通常言われているように「自明のこと」であるとは必ずしも言い難い⁽¹²⁾。従つて「賃金格差」の実態把握についても、将来精密な実態調査によって、その実相が明らかにされねばならないと考えている。

以上のように「二重構造」の最も基本的な現象とされる「企業規模別賃金格差」の存在およびその確認についても、今後の研究に待つところの多いことを痛感するのであるが、ここでは行論の必要上、一応従来までの定説に従い、現行諸統計の示す範囲での「格差」の存在を前提としておくこととする。

(三) 「二重構造」のメカニズムと役割

次に「二重構造」のメカニズムとわが国経済構造の中で果たす役割の検討に移る。

篠原教授は、その著において、「二重構造」の存在を「不完全競争の理論」で説明する従来の理論を排し、著しい「賃金格差」の背後にある生産性の「規模別開差」が「なぜに……欧米等の先進国よりも、日本で大きいか」を問題とされ、この解明を「二重構造と人口増加率」との関係、「大企業と中小企業の並存」の秘密、「二重構造実現契機としての資本集中機構」の存在、「労働市場の制度的要因」の4点にわたって分析され、かかる「二重構造」はとりわけ

景気循環、経済成長と資本蓄積、貿易という経済の主要側面においてわが国の場合、無視しえない関連を有することを強調されている⁽¹³⁾。就中、教授が力点をおかれるのは、「循環をこえる成長」という長期のペースペクティヴの下において「一体、中小企業は大企業に対して補完的かどうか」という問題の解明であり、この問題に対しては、統計的に検出される中小企業の大企業並の成長率維持の理由を「中小規模経営の蓄積形態の特質」とりわけ中小企業業主所得の景気循環に対する柔軟性の存在および中小企業の固定資本純増が主として中古設備、機械によって行われるという事実指摘によって説明するという方法をとっておられる。教授はこのような立論の上に立って「……ともあれ、労働の相対的過剰を背景とした二重経済構造の下で、大企業、中小企業の調和的發展を行うには、大なり小なりこのタイプの資本蓄積形態は不可避的なものであり、中小企業経営の近代化ということは部分的、追隨的には行うことができても、国全体として全面的に行うことは、論理的にインコンシステント⁽¹⁴⁾だし、経済の実情もこれを許容しないのではなからうかと思われる」という重要な結論を導き出しておられる。ここにみられる篠原教授の見解は「二重構造」と「経済成長」との関連に関する鋭い問題意識と「二重構造」の現象とメカニズムに関するユニークな分析視角、並に「二重構造」の作用と役割および評価に関する適確な事実関係の指摘と並行して、右の結論的部分にみられるように、中小規模企業の蓄積形態の特質をわが国経済の成長にとって不可避的なものと見、「労働の相対的過剰」という条件が変らない限り、「二重構造」の存在が大企業ひいては国民経済の成長に果す役割は変化

しないという著しく現状肯定的な立論が見られる。

いま一つ近代経済学の手法に基いて主として「二重構造」のメカニズムを分析した文献として昭和34年度「産業白書」正しくは「日本産業の現状」に見られる考え方を取上げてみよう。この「白書」の筆者の問題意識は、わが国の中小企業問題を「現象的にはその過多性、過当競争、低賃銀」において把えることであり、これらの現象を引きおこす根本的な理由は「蓄積資本に比して、労働力が相対的に過剰であるという点に求め」ている。ここからの論理の連鎖は、過剰労働力の存在が、先づ各企業をして、相対的に労働集約的生産方法を採用せしめる方向への圧力として働き、これが各企業の「技術的限界」と衝突することによって過剰労働力は「既存の農業、小売商業、手工業等」の生業的企業の内部に停滞する。一方、資本の存在量は制約されているので、新企業はこゝでも「経済的な最小の経営単位が小さい産業、すなわち、相対的に僅少な資本でかつ技術的条件にあまり制約されないような種類の産業において」発生し、かくしてこの部分では市場が一定である場合において、企業数増加、企業規模の「適正水準以下」への押し下げ、過当競争、製品価格の低落、経営の不安定等の諸現象が結果する。他方、本来資本集約的産業においては、技術的条件による制約から、資本と労働との代替に限界がある上に、「大規模生産の利益」を十分に享受し、さらに一そう資本集約的方法を採用し、この部分への資本集中は、金融機構を通ずる国民貯蓄のこの面への流入によっても促進され、一そう激しくなる⁽¹⁵⁾。

以上が「産業白書」にみられる「二重構造」形成の論理であり、

ここでは見られるように「労働の相対的過剰と資本の相対的不足」が論理の全過程を貫いている。「産業白書」は以上の論理をさらに進めて「企業規模別賃金格差」の問題にも言及し、「労働力が過剰であり、これが賃金をおし下げるとするならば、大企業においてもなにゆえに同様な傾向を生じないのか」という形で問題を提起し、企業規模別に著しい格差を示す資本集約度、労働の付加価値生産性が、資本の付加価値生産性および利潤率の「逆格差」を打消して、賃金の「規模別格差」を結果していることを統計的に立証し、「賃金格差」形成の契機として、労働組合、終身雇用制度、年功序列型賃金制度等という「制度的要因」と並んで、資本集約度と労働生産性の著しい「格差」の存在を指摘している。⁽¹⁶⁾

「産業白書」の以上の分析は、「二重構造」形成に関する一つの論理的アプローチとしての評価の上に、いわゆる「二極集中型」といわれるわが国経済構造の「二重性」を「資本と労働」との関連において説明したものと見て、われわれに多くの示唆を与えるのであり、さきの篠原教授の分析がいづれかといえば「制度的・機構的要因」の重視という傾向がみられるのに対し、「白書」では、「論理的要因」の重視が目立っている。唯ここでは、現実の経済構造ないし経済成長の上に果すかかる「二重構造」の役割とその評価に関する分析がかけっており、事実の静態的説明にのみ止まっていることが惜まれるのである。

以上のような近代経済学的手法による「二重構造」の現象とメカニズムの分析に対し、マルクス経済学においては、比較的さいきんものとして専修大学の中村秀一郎助教授による分析が注目され

る。同助教授はその近著⁽¹⁷⁾の中で「二重構造」そのものの定義ないし形成過程の分析を特にとり出して行っておられるわけではないが、比較的問題の近似性があると考えられる「戦後段階における中小企業問題の諸特長」および「同一産業部門における独占・大資本と中小資本」の部分を中心に、同氏の考え方をみると、中村助教授は戦後のわが国における独占資本の特長を、資本の蓄積が著しく進展しているに拘らず、集中度が全体として下降傾向にあり、国内市場において完全独占に近い安定的な地位ほどの独占体にとっても最終的には確立していないので、投資競争、外資提携、技術導入、規模拡大、技術革新的合理化等という形態で「企業の運命をかけた独占間競争」が展開されているという点に求める。同助教授は、このような現状把握の上に立って、当面、問題となっている「企業系列化」を独占の「支配強化の姿」であり、「現段階における特徴的な資本集積・集中の一形態」であると考へる。⁽¹⁸⁾従って、ここでは大企業と中小企業の結合の一形態としての「系列支配」の目的はやはり、「中小資本の組織的な収奪」であり、「系列化による中小企業の近代化の促進とは、いわば独占資本主義支配の結果としての諸矛盾を、独占資本主義の立場から解決する方法として出現したものに外ならない」と評価し、いわゆる「二重構造」は「系列化」によって解消されないとの見解を示される。

このように中村助教授の場合においては、「二重構造」の役割そのものに直接言及した見解は見られないのであるが、大企業と中小企業の結合形態における「系列化」現象においても、部分的には「系列化」された中小企業の「近代化」現象をみとめつつもその基本的

な性格は、大企業の「都合」による中小企業の一方的利用に「搾取の強化」がその本質を形成するものであり、大企業との関係において、中小企業はつねに、「破滅、駆逐、吸引」される対象としてのみ存在するという基本的傾向の確認の上に、一切の問題が展開されており、「二重構造」の利用方式もこの意味で戦前と比べて変化するものでないとの強調が論述の随所にうかがわれるようである。

(四) 「経済成長」と「二重構造」

以上、「二重構造」のメカニズムと役割に関する若干の代表的文献についてその概要をみたのであるが、わが国における「二重構造」の形成はその「論理的」並に「制度的要因」に支えられて、一方における「独占」の形成と時期を同じくして、その「原型」が構築され、その後のわが国経済の「成長」と不可分の関係にあったことは、ここに詳説をくりかえす必要のないところであるが、問題は「二重構造」とりわけその内容の「集中的表現」とみられる「企業規模別賃金格差」が大企業にとって、自己の製品のコスト・ダウンを図る上で有利に作用し、この役割を基本的に利用した上で、大企業はさらにいわゆる中小企業を「下請企業」として組織することによって生ずる取引諸関係上の大企業優位（例えば原材料の「独占」的供給に基く、原材料の相対的「高価」提供と、加工工程ないし加工部品の「一手買取」に基く、加工賃単価の相対的「安価」強要というルートを通じてのいわゆる「原料高、製品安」事態の固定化に加えて、とりわけ加工賃や部品代金の支払を遅延したり、検収から支払までに長い期間をおき、また原材料の供給を大企業の「一方的都合」に

よって、中小企業の在庫ペースにかかわりなく行う等、取引条件における不公正、不公平等を媒介にして、間接的に資本蓄積の強化を図るといふ、通常の親企業と「下請企業」との間に存する諸関係を包括する）を確立することによって、「高度成長」の物質的基礎としての「高度蓄積」を図るといふ過程の中に、いわゆる経済の「成長」に果す「二重構造」の役割が最も端的にあらわれているということが出来るであらう。¹⁹⁾

しかるに戦後の時点において、とくにさいきん数年間のいわゆる「高度成長」期においては、以上のような「経済成長」に果す「二重構造」の役割に若干の変化があらわれた。この変化はとりわけ親企業たる大企業の側における諸条件の変化、特に激しい勢で進展した技術革新と、企業間の競争の激化という2つのけん著な条件の変化と強く関連している。ここでは従来のように親企業の「下請企業」に対する「一方的搾取に利用」が技術革新に基く生産設備・技術水準の「高度化・専門化」ならびに「企業間競争」の激化に基く、生産物の「大量生産化によるコスト・ダウンと質的向上要請」の前に、その形態の変容を強要される。蓋し、極端な「企業規模別賃金格差」の一方的利用の下においては、「下請企業」の設備近代化と技術水準の向上は望みえず、加工工程または部品加工の低生産性と技術的低水準が親企業の高い生産性と設備・技術水準をスポイルするおそれなしとしないからである。ここに大企業の「下請企業」利用ひいては「二重構造」利用の方式に一定の変化が客観的に要請されるのであって、親企業によって撰別された一部の「企業」は、言葉のげんみつな意味での「系列企業」として積極的に親企業の生産体系の

一部にくみ入れられ、これに対しては設備・技術水準の引上げを中心とした育成、指導、援助が行われるに至る。⁽²⁰⁾ここでは、「下請企業」利用の有力な契機となっていた「企業規模別賃金格差」に代表される「低賃銀構造」の利用や、景気変動に備えての「調整弁的」役割の付与は後景に退き、逆にこれらの「系列企業」に対しては、「生産補助者」的役割が与えられる。⁽²¹⁾ここでは親企業にとつての「二重構造」利用方式は明らかに変様されたわけであつて、かかる過程が「高度成長」過程において、ある程度必然的なものである限り、「高度成長」が「二重構造」の解消をもたらすという「所得倍増計画」に代表的に見られる見解も一面の妥当性をもっているようである。

しかし乍ら、このような「二重構造」利用方式の変様は、わが国経済構造の全側面に亘つて一様に進展しているのではなく、中小企業の一部、とりわけその上層部を撰別して、これに新しく「生産補助者」的役割を付与せんとするものである以上、而て、このような動向の背後に、技術革新の進展と並んで、親企業たる大企業相互間の激しい「企業間競争」が存在している以上、このようなプロセスを経て展開される「系列企業」の「近代化、合理化」もまた一定の限界をもたざるをえないこともまた事実である。

すなわち、今日の段階では「系列企業」の育成による親企業の新しい中小企業利用形態は、当該中小企業の設備、技術水準の一定の引上げを結果し、その限りにおいてこれら企業の「経営的安定」もまた一定の程度において実現するのであるが、他方においてこれら企業は、親企業の生産体系の一環にくみ入れられることによって、

「経営の自主性」を著しく喪失し、特定の親企業にのみ「専属化」するという新しい特質を与えられるに至っている。⁽²²⁾要するに「企業系列化」によって、親企業の「生産補助者」として、「社会的分業」の一翼を担うに足るだけの設備・技術水準と経営規模を獲得すべき可能性を潜在的に与えられた一部の中小企業も、同時に激しい「企業間競争」を背負った親企業の「外註管理政策」によって、発展の可能性が特定企業への「専属度」強化という方向に歪曲されているというのが今日の一般的な傾向となっているようである。

「経済成長」と「二重構造」との関連における右にみたような戦後の変化とそこから生ずる「近代化」と「専属化」という「二律背反性」の適確な把握なくしては、この両者の関連の本質を理解することは困難なのであつて、さきに紹介した中村助教の見解においては、この間の諸事情の理解と意義づけの点において、若干首肯し難い点があるのである。一方、篠原教授のごとく現在までの形態で大企業と中小企業の「補完関係」をそのまま必然的なものとされ、今後の「経済成長」に際してもこの間の関係に基本的な変化がないと主張されるのもまた、同様の意味において首肯し難い。

われわれがわが国経済のいわゆる「二重構造」問題を研究する目的は、その集中的な表現としての「企業規模別賃金格差」の存在がわが国経済の成長と発展にどのように関連しているかを理論的・実証的に検討してゆく中で、このような「格差」解消の方途を積極的に見出して行くことにあると考えるのであるが、この際事態の一面的、固定的把握に陥入ることは最も戒めねばならない処である。篠原、中村両教授が相異なる方法論でこの問題に接近されながら、等し

く中小企業の「近代化・合理化」の傾向の評価を適確に行わず、共にその部分的、例外的、追隨的傾向の指摘に終ったことは、表面的には「奇妙な現象」なのであるが、このことはわれわれに現段階のわが国経済における「成長」と「二重構造」の関連に関する研究のむづかしさを示唆すると共に、この「迷路」から一歩ぬけ出し、「経済成長」と「二重構造」の関連、その解消の可能性の積極的検討のためには、一方における大企業と中小企業の結合形態における「支配・従属」契機を大企業間相互の激しい「企業間競争」との関連で適確に評価すると共に、他方において、「経済成長」要請の下における「中小企業近代化」の国民経済的意義の把握（「企業系列化」現象の在来の形態とりわけ「下請制」との差異、「系列企業」の役割、ひいては「経済成長」に果す「二重構造」の役割の変化との関連における中小企業「近代化・合理化」要請の意義づけ）とを統一的に行う必要がある、ここに、問題の新しい展開のための基本的立場の構築が必要であろうと考えるものである。かくして、この立場に立つた上で一方においては技術革新と「産業構造高度化要請」、人口の自然増加率、ひいては就業人口動態の変化等により、経済の成長にとっての「二重構造」利用方式の変様が客観的に要請され、この限りにおいて「二重構造」の緩和ないし解消が、現経済体制の下においても不可欠要件となっているという認識が一般化されているにも拘らず他方経済成長の主たる担い手たる大企業が、「貿易自由化」と「企業間競争」という内外の促進の前に、ともすれば旧式の「二重構造」利用方式に執着し、ないしは中小企業近代化に社会的分業の一翼を客観的に担うに足るだけの設備・技術水準の向上と専門化

の実現を特定企業への「専属化」という方向に歪曲しようとする傾向が、再びけん著になりつつあるという当面の事態の中で、何が真に「二重構造」の緩和ないしは解消をさまたげているかについての研究が進められねばならないであろう。⁽²³⁾

(1) 本報告は本年五月の時点で行われているので、それ以降の事態の変化についてはこの論稿においても、原則として閑説しないこととする。

(2) 下村博士の理論については、金融財政事情研究会編「日本経済の成長力——「下村理論」とその批判」所収の同氏論文が代表的で、その他多くの論文がある。

(3) この考え方は、左翼的立場をとる論者に共通しているが、若干のニュアンスの差異がある。大月書店刊「季刊・日本経済分析」に拠る経済分析研究会の人々が最も精力的にこの問題にとりくんでいる。

(4) 篠原三代平・伊藤善市等の諸教授による一連の労作、後述の通産省「産業白書」等。

(5) 大来佐武郎「所得倍増計画の解説」93頁。

(6) 篠原三代平編「産業構造」18頁。

(7) 例えば小林義雄「序説」(「講座・中小企業2・独占資本と中小企業」所収)31~32頁を参照。

(8) 小谷千秋他「日本の工業資本」(「現代日本資本主義分析双書」)54頁。

(9) 例えば柴垣和夫「金融資本の再建とその構造」(遠藤湘吉編「日本の経済」所収)112頁を参照されたい。

(10) 拙稿「産業構造の高度化について」(大阪市大経研「研究と資料」12号所収) 27頁。

(11) このような考え方の基礎になる計数整理については、名古屋大学滝沢菊太郎助教授の業績はその先駆的なものとして高く評価される。

(12) この点についてはさいきん東京大学隅谷三喜男教授によって、新しい視角からの問題提起が行われているが、この問題については別の機会に論じたいと考えている。

(13) 前掲、篠原編「産業構造」および、一橋大学一橋学会編「日本と世界の経済成長」所収の篠原論文等を参照。

(14) 前掲「産業構造」122頁。

(15) 通商産業大臣官房調査統計部「日本産業の現状」(昭和34年度版) 180~182頁。

(16) 同書183~185頁、とくに183頁の第83表を参照。

(17) 中村秀一郎「日本の中小企業問題」(現代日本資本主義分析双書)。

(18) 同書171頁以下を参照。

(19) これらの点についてくわしくは拙稿「中小企業経営と企業系列」(「経済学雑誌」44巻1号所収)を参照されたい。

(20) 報告者は「企業系列化」のこの側面を特に重視していることは、前掲拙稿にも随所に強調しており、中村助教授の御見解との差異の一つもこの点にある。

(21) 典型的には自動車産業におけるスーパー・マーケット方式にくみ入れられた「系列企業」の状体が最もこの役割を強く

担っている。

(22) この場合もかつての「下請企業」が原則として「浮動的」であったのに対して、系列企業のけん著な特長の一つとなっている。

(23) 本報告は紙幅の関係で論旨が簡略化されている部分もあるので、くわしくは直接拙稿「経済成長と二重構造」(大阪市大経研所報第14集所収)を参照されたい。

質問 一(大阪大学 熊谷尚夫)

(1) ご報告のさいごの部分で、現在の高速度投資が「二重構造」を拡大させる方向に作用しているといわれましたが、この点は要するに「民間投資資金の配分が大企業に偏する結果になっているから、これを改めて中小企業の資金調達を容易にする方法を講ずべきである」というご主張に帰着するものと解してよいのでしょうか？

(2) この場合にも、過当競争による過剰設備の発生や、劣等効率の企業の温存という形で、資本の浪費が生ずるのではないのでしょうか？

(3) 二重構造解消の基本線としては高度成長↓労働力不足↓賃金上昇↓低生産性企業の淘汰という方向しかありえないように思いますが、その点はどうお考えでしょうか？

答 (1)と(2)は関連しておりますので、一括してお答え致します。報告にもお述べましたように現在の「高度成長」は「二重構造」を「解消」する要因と「拡大」する要因を「二律背反的」に含んでいるので、いづれか一方の要因のみの強調では不完全だと考えています。

たゞ現在のようにな成長テムボが余りに早すぎると主として投資資金調達難から「二重構造」拡大要因が強く出てくることは否定できません。

また中小企業に対する投資資金の配分が大企業に比べて一般に不足していることは事実ですが、さりとて、勿論、「資本の浪費」となるような投資はさけるべきであつて、要は、技術的な観点から「中小規模企業」に適する産業業種と「大規模企業」に適するものとを判然と區別し、前者について大規模企業並の生産性と賃金水準が保証され、「専門企業」として一般市場性をもった生産物の生産が行われ、大企業と対等な取引が行い得るような方向に、またこのような基準に基いて投資資金の配分が行われるべきでしょう。

(3)については、御指摘の方向が「二重構造」の解消に貢献する点を否定するものではありませんが、矢印の連鎖が無条件に連らないところにわが国経済の構造的な問題があるうと思ひます。例えば、「労働力不足」に致しましても、現状は「労働力一般」の不足ではなく「未就業新規労働力」と一部の「熟練労働力」が不足で、中年の「未熟練労働力」はむしろ過剰であるといったようなアン・バランスがあり、この連鎖のつながりを妨げています。

質問 二（慶応大学 千種義人）

(1) 中小企業の近代化を妨げるものは大企業の過当競争であるといわれるが、大企業の競争は別に利益もある。企業間の競争をなくするには完全独占にするか国家統制をしなければならぬ。これには弊害がある。どのような対策を考えておられるか？

(2) 「二重構造」解消の方法について酒井氏と篠原氏の見解の同一

点および差異点を明らかにして下さい。

(3) いかなる中小企業を近代化し、いかなる中小企業を崩かいかまさせるか？

答 (1) 私の指摘しましたのは企業間の競争一般の弊害ではなく、当面のわが国経済の中で行われている「過度の」競争がとりわけ中小企業との関係において、特定企業への「専属化」(中小企業の自主性の喪失、専門メーカーへの発展方向の挫折)取引条件の不正等を通じて、中小企業の近代化を妨げていることを強調したのである。大企業にとつても、今後の経済成長のためには「中小企業の近代化」をふくめた「二重構造」の緩和ないし解消が必要なので、国民経済的な視野から、とりわけ大企業の過度の競争、特に設備投資競争は抑制しなければならないと思ひます。

しかし御指摘のように競争をすべてなくすることは弊害も伴いますので、あくまで「過度競争」の抑制であることが主張の骨子です。

(2) 篠原先生の場合は、やはり基本的に高度経済成長の持ぞくと労働力不足による低賃金構造の解消を通じて「二重構造」の解消をお考えのようであり、私もこの側面を否定しておりません、唯、経済の量的側面の拡大のみで質的側面ともいふべき構造的諸問題が解決するとは考えておりません。「二重構造」解消のためには、有効な政策指導と制度的改良によって量的拡大の効果が構造問題の解決に連らなるように導かねばなりません。一例をあげれば資本集約度や労働生産性の格差解消が、唯経済の量的拡大のみで可能になるとは思われず、従つてまた賃金格差の縮小ないし解消も不可能でしよう。

(3) さきの熊谷先生の御質問にもお答えしましたように、私は各産業業種について生産技術、需要構造等よりみた企業の適正な規模別分布ないし構成があると考えており、この分布が現経済体制の下では主として資本の作用によってゆがめられているのであって、これを少しでも正常な分布に近づけるという方向で「中小企業の近代化」が考えられるべきであると思っています。望ましい規模別分布ないし構成の設定は今後の研究課題となるでしょうが、ここでは考え方の基本だけを申しのべておきます。

質問 三 (名古屋大学 滝沢菊太郎)

資本主義経済の下で高度成長を考える場合日本の中小企業はいかなる姿になるとお考えですか？ すなわち、アメリカ・イギリスのスマール・ビズネスにみられるように中小企業の構成比小、規模差小という形になるのか、それとも所得倍増計画のように中小企業の構成比は現在とは殆んど変りなく大で、しかも規模差が縮少するという形になるのか？
規模別格差の縮少は中小企業の比重の低下をとまわずしては実現不可能なのではないか？

答 理論的には資本主義経済発展の一般法則に従って、わが国の場合においても、英米型の中小企業のあり方に近づく傾向が考えられますが、実際にスマール・ビズネスのような形になるかどうかは難しい問題です。「構成比小、規模差小」といわれますが、ここしばらく(「所得倍増計画」の期間位)はわが国の場合、いわゆる中小企業の構成比が急に小さくなることはないでしょう。そこで規模差が縮まるかどうかですが、この点では、さきの各先生方にお答えしたように、当面縮少要因と拡大要因が並存している状況ですから、一概に

はいえませんが、規模差縮少が望ましいとしても、そのために構成比低下が前提とならねばならぬかどうか、当面確信のあるお答えは致しかねます。

質問 四 (専修大学 中村秀一郎)

(1) 日本経済の構造的性質とは何か？
(2) さいきんでのいわゆる「二重構造」の変化についてどう評価するか？

答 (1)については問題が余り大きくてお答えしにくいのですが、一言にしていえば日本経済のいわゆる「二重構造」の存在に代表されるような先進資本主義国にみられない諸特質を念頭においています。また資本構造、財政・金融制度、流通機構、就業構造等経済の各分野に見られるわが国特有の「構造」はその内容の重要な構成要素です。

(2) については報告の中にも言及しましたのでくわしくはのべませんが、「二重構造」の変化といわれる事態が何を指しておられるかによって答も変わります。仮りに「賃金格差」の部分的解消というさいきんの事実をとり上げるならば、私はこのような傾向を生ぜしめた事情の背後にある客観的な基礎を見つけ出したいのです。このような変化が単に一時的・偶然的なものでなく、一定の限度内において恒常的・必然的なものであるとの理解の上に立って、その評価と限界を考察したいのです。親企業と「系列企業」との関係についても同様で、従来の「下請」利用の方式との比較、検討の中にかかる方式変化を余儀なくせしめた要因を検出し、わが国経済の現段階的課題との関連で、かかる変化のもつ意義を明らかにしたいというのが、私の基本的な態度です。

長期經濟計画の一環としての地域開發

坂本 二郎

△二橋大学▽

この論文の目的は、右の主題について、積極的な政策的發言を行うことではなく、その基礎を固めることである。そのために、理論的・歴史的な基礎固めを中心としている。

I 定 義

最初に、基本的な諸概念に私がどのような意味を込めようとしているか、を明らかにしておくために、諸概念について定義を与えておこう。

一 長期經濟計画

「長期」とは一応二〇年の期間をいう。そして、それは一〇年毎に二つに分ち、前半と後半とを区分して論ずることにする。いわゆる所得倍增計画は、前半の一〇年に関連している。超長期經濟計画あるいは長期展望といわれているものは、二〇年に関連している。

「經濟」とは、最も一般的には、何をどれだけ、いかにして、誰が誰のために、生産し分配し消費するののか、についての考量を意味し、「計画」とは、その長期的・社会的・合理的な決定をいう。

しかし、ここでは、現在の日本經濟の状況と問題に適合させるために、右の「經濟計画」の一般的な定義に、さらに次のような特殊

の限定をおきたい。

第一、その經濟計画の基本的な範圍は、國民經濟である。

第二、その經濟計画の究極的な責任者は、大衆民主主義の政治制度に立つ國家ないしそれに準ずる機關である。

第三、その經濟計画を遂行するために用いられるメカニズムは、市場經濟機構と中央管理機構との混合・協働を特徴とする混合經濟制度のメカニズムである。そして両者の混合の比重は、目標達成についての各々の相対的能率によって定められる。

第四、そのような政治的・經濟的制度的下で、究極的な責任者としての國家は、計画の名の下に、次の四つのことを行う。

- (1) 目標の設定
- (2) 公的セクターの管理
- (3) 私的セクターの誘導
- (4) 貨幣的・非貨幣的な手段を用いてのある程度の規制

かくして「長期經濟計画」とは、一〇年および二〇年後の國民經濟について、國家が究極的責任者としての立場から、目標を設定し、その目標を達成すべく、公的セクターを管理し、私的セクターを誘導し、更にその他の必要な規制を行って、混合經濟のメカニズム

の最も能率的な運営をはかつて行くことをいう。

二 その一環としての地域開発

長期経済計画を遂行するために国家がなすべき政策は、多方面にわたる。通貨政策、産業政策、社会保障政策等と並んで、地域（開発）政策も、その一つの支柱である。それでは、地域開発という形で、産業政策とは別個に、特に「地域」への政策が問題になる積極的な理由は何か。それは、発展の潜在力も政策的調整を要求する諸矛盾も、それらが国全体に平等に無差別に分布しているのではなく、それらが地域的な集積を示して存在していることに求められる。

地域開発の対象となる「地域」とは、従って、国土の一部であつて、よきにつけ悪しきにつけ特別な地域的集積を示している部分をいう。

地域（開発）政策は、産業政策と併行し、それを補強する形で、この様な地域的な集積を良循環の場合には促進し、悪循環の場合には緩和することを経済的な目的とするものといえる。

「開発」とは、最広義での「成長」と対応し、その中での特殊形態である、といえる。

最広義の「成長」とは、経済成長をとらえる三つの基本指標たる「人口」、「生産力」、「福祉」について、ある時間の経過の中に、その「規模が拡大」し、その「構造が高度化」し、その「主体的態度が変化」することを意味している。

この最広義の「成長」の意味内容を一覧表にしたのが、第一表である。

しかし、狭い意味での「成長」は、この中から次のような点をとりに出して強調する。

一、成長の三つの含蓄の中では、「規模の（量的）拡大」に重点をおく。

二、成長をはかる指標の中では、「国民所得、特に一人当り国民所得」に重点をおく。

三、この二つのことから、経済進歩の「連続性」を重視する傾向がある。

四、需要増大に誘発された投資（誘発投資）を中心に考えて行く傾向が強い。

ところで、この狭い意味での「成長」に対して、「発展」は、やや異なる点を強調する（尤も、発展という概念も、多義的に用いられ、ある人々は、狭い意味での成長と同義の如く用いているが、ここでは、異なる点を強調する人々の使用法に従う）。

一、「規模の拡大」より「構造の高度化」とその背後にある「主体的態度の変化」に重点をおく。

二、発展をはかる指標として、「所得」指標の外に、生産力や所得以外の福祉指標をも重視する。そして、それらの潜在力の増加も加味する。

三、この二つのことから、経済の「非連続性」を強調する傾向がある。

四、需要先導→誘発投資よりも、供給先導→独立・先行投資を中心に考えて行く傾向がある。

この狭い意味での「成長」と「発展」との対比に関連していえ

第1表 経済成長の意味内容の一覧表

経済をとらえる指標	成長といふ言葉に込める3つの含蓄			
三つの基本指標	細目的諸指標	規模の拡大	構造の高度化	主体的態度の変化
人口	人口用人口	人口数の増大(重商主義者)雇用数の増大(ケインズ派)	年令構成の変化 全労働者中雇用労働者比重の変化 貿易構成の変化(リスト図式) 消費財生産財の比重の変化(ホンダン図式) 第1次・第2次・第3次産業の人口・所得比重の変化(クラーク図式) 私的資本・社会資本の比重の変化(ガラルヴァイス)	子供をもとうとする性向の変化
生産力	私的生産力 社会的生産力 物的生産力 人的生産力	農業生産力の増大 工業生産力の増大 第3次産業の増大 社会資本の増大 エネ生活基盤の増大 交通施設の増大 供給の増大 教育施設の増大 人富の増大(マースタル、リスト)	物質的進歩を追求する性向の増大 基礎科学を發展させる性向の増大 科学を經濟目的に應用する性向の増大 革新を受け入れる性向の増大	
福祉	所得	国民所得の増大(ケインズ派) 一人当り実質所得の増大(ケインズ派) 一人当り実質消費水準の増大(ベネット) 余暇の増大 修学年限の延長 保健衛生の改善 職業の快楽の増大 最低限の確保と引上げ(ウエック) 国民の進歩の進展(ピグー) 平等的緊張の緩和(ペルルー)	国民所得中貯蓄率の変化(ルイス) 国民所得(ヤロストカ) 家計消費支出構造の変化(エンゲル) 国民所得と国家予算の割合の変化 国家予算支出構成の変化 国民所得・産業・地域間の構造的不均等の是正(ペルルー)	貯蓄性向の変化(ケインズ) 消費性向の変化(ケインズ) 必需品・快適品への所得弾力性の変化(マースタル) 生産主導と消費主導の変化(マースタル、ガラルヴァイス、ワリツチ) 国家と私企業との関係の変化(マースタル) 進歩と安定とのバランスについて の嗜好の変化(ライイト、ロストウ)
生活型式	所得			
生活型式	所得			
社会福祉	所得			

備考： カッコとして書いた人名は、それらの人々が、成長をとらえる指標としてその項目について語ったことがあるという意味である。

ば、「開発」は、発展と共通性をもっている。

ところで、その共通の枠の内部で、発展と開発とを区別しうるものがある。よく、開発は発展の特殊形態である、といわれるが、その特殊性は次の三つの点に求められる。

一、事前的条件変更政策。発展も、与件を変えるが、しかし、開発はより大きく、しかも事前的に与件を変更する性格をもっている。今迄利用されていなかった物的・人的諸資源を利用しうる環境を作るということを通じて、経済の枠そのものを拡大深化するからである。

二、国家政策。発展は、これを遂行する主体について特別の限定をもっていないかった。が、開発は、国家やこれに準ずる公共体が主体となつて行つた政策であるという特殊性格をもっている。尤も混合主義体制の場合には、実際には、中央・地方の政府と民間企業との協同で開発事業が行われる場合が多い。

三、公益追求政策。発展は、これを遂行する動機について特別の限定をもっていないかった。が、開発は、産業政策と共に国家の経済政策の一環であるから、当然公益目的の追求を動機としている。公益の具体的内容は、時に緊急必要物質の増産であり、時に国民的最低限の確保であり、時に格差の是正であり、時にはまた私企業主導の産業活動への補強であるが、公益というものを表面に押し出している点で特別の性格をもっている。

けれども、地域開発という時には、最広義の場合、なお二つの含蓄が付加されている。第一は、最広義の成長の外に安定や調整を含んでいる。第二は、経済政策だけでなく、社会政策をも含む。が、

右に規定した最広義の成長は、その中に「安定的」含蓄や「社会的」含蓄をも包含しているものであるから、ここでは、この二つの含蓄について特別の考慮を払ふ必要はない。

かくして、地域開発政策とは、国家が主体となつて、産業政策を補強する形で、今迄利用されていなかった物的・人的諸資源を利用しうる環境を作り、民間企業との協同を通じて、国土の一部たる地域について、その良循環を促進し、悪循環を緩和することをねらいとして、最広義の成長を実現せんとするものである、といえる。このような地域開発政策の性格から、地域開発の経済学のむづかしさが生ずる。が、これについては後に述べよう。

Ⅱ 問 題

次に、以上に述べた定義を基礎にして、長期経済計画とそれの一環としての地域開発との関係について、もう一步立入つて考察して、議論の基礎を更に固めよう。

1 長期経済計画と地域開発との共通性

長期経済計画と地域開発とは、幾つかの共通性をもっている。

第一、何れも長期的・動態的な政策である、従つて、短期的・静態的な基準でその効果をはかることが出来ない。

第二、何れも事業を遂行する際に公共体と私企業との協同作業が必要であり、この協同の仕方に、むづかしい問題をもっている。

第三、何れも、伝統的な狭い意味での経済の問題を超える側面を持ち、その基本目標自身がかなり多元的であつて、諸目標の順位づけや調整に、むづかしい問題をもっている。

これら三つは、経済理論の伝統的なモデルやツールを用いてすっきりさせることが仲々むづかしい面が多い共通の理由にもなっている。逆にまた、それらは、これらの問題を取り扱う際に常識がとり分け重要な意味をもって来る理由でもある。

2 長期経済計画と地域開発との相違点

しかし長期経済計画と地域開発とは、なおそれ以外に幾つかの相違点をもっている。

第一、範囲に関して、長期経済計画は、国民経済であるが、地域開発は、国土のある特定部分である。国土計画や全国総合開発は、一応国土の全部をカバーするのであるが、それでも実際上は、地域別に開発政策の目的や手段の重点が異なるのであり、その場合にも、地域の区分や重点の設定という問題はなくなる。かくて地域開発の場合に、われわれは開発の対象となる地域を、いかに選定するか、というむづかしい問題に直面せざるを得ない。

第二、究極の責任者に関して、国民経済の長期経済計画の場合には、国家特に中央政府が究極の責任者としてはっきりしているが、地域開発の場合、その地域の決定ともからまって、究極の責任者はっきりさせ難い場合が多い。行政単位と地域開発の範囲がずれている場合、中央政府、中央の政府金融機関、地方自治体、中央と地方の私企業等が入り乱れて協同作業を行う場合には特に然りである。そこで地域開発の場合、誰に、どのような形で、開発資金を与えるか、これが仲々むづかしい問題となるのである。

第三、地域開発の場合、国全体の利益と地域の利益とが矛盾する場合が少くなく、これをいかに調整するか、という特殊の問題が生ずる。

第四、地域経済が理論的にも孤立化させがたいために、長期的に見ても、総計量の形で地域開発の効果を論ずることが、仲々むづかしいという問題がある。そこで、開発の投資効果をいかなる基準にひっかけて、いかにしてはかるか、という問題が出て来る。

これら四つの理論的に困難な問題は、国全体の長期経済計画の場合にも、形を変えて存在しないわけではないが、地域開発の場合にはっきりと出て来る性質のものであり、地域開発政策の理論的基礎づけを、一層未成熟なものにする理由である。

ここで、右の議論を再整理して、地域開発にとり組む際にわれわれが何等かの決定をなすべき基本的な四つの問題点（つまり地域開発の四つの根本問題）を浮き彫りし、確認しておこう。

3 地域開発の四つの根本問題

第一、地域開発の「基本目標」は何か、各々の地域について、これを定め諸目標を順位づける問題。

第二、地域開発の基本目標に照らして、その開発政策の対象となる「地域」をいかなる範囲で選定するか、全域と特定地域の問題。

第三、地域開発という時、その基本目標を達成するために、「何を」「いかなる方法」で（特に誰の金で）「誰が」責任をもって開発するのが、一番効率的であるか、地域開発における戦略目標と主体と資金形態の問題。

第四、地域開発の基本目標に照らして、地域開発の「諸効果」を判定せんとする場合、何を基準にして、いかなる形で判定すべきか、効果判定の技術の問題。

地域開発の将来は、基本的には、二つのものに依存する。

第一、国全体の長期経済計画の規模と性格、そして特に、その性格に関連して、長期経済計画の中で地域開発に与えられる相対的な地位。

第二、右の四つの根本問題に対して、地域開発の主体（あるいは諸主体の連合）が、いかに創造的に解答を出して行くか、この二つである。

Ⅲ 歴史的考察

上のような問題点を頭におき、しかもそれらについての今の学問状況の下で理論的にすっきりした解答を一举に導出するのが仲々むづかしいことを思えば、われわれは基礎を踏み固めるために、先づ過去の経験をふり返り、過去から現在への基本的動向や、過去の努力の成功と失敗の教訓を学ぶとすることが必要であり、有用であると思う。

1 イギリス、ドイツ、イタリアの教訓

イギリス、ドイツ、イタリアの地域開発の歴史からの教訓については、私は、別の個所で述べたことがある（「地域開発で考えること」経済往来、昭和三六年四月号）。ここでは、その結論的な部分だけを、抜き出して再録しておこう。

(一) イギリス

(1) 景気局面と地域開発の必要度および成功度について、一つの教訓を示している。地域開発は、不況になった時、不況地域・失業多発地域を救済するため、また景気変動の山と谷をならすため、あるいは更に対外的な底の浅さを克服するため、といった形で、その必

要性が叫ばれることが多いし、またそのような時期に実施されることが多い。けれども、不況・失業多発地域からの労働移動政策を成功させるための必須の条件は、その移動先における労働需要の増大である。また不況・失業多発地域への工場誘致が成功する必須の条件は、新規産業の定着発展、他地域産業との競合に打ち克つことである。更に地域開発は、計画のもつ総合性・継続性・有機性からいって大規模な投資が一举に導入され、それが継続して、広く深い関連効果をもつことが成功の必要条件である。これら三つの点から見て、地域開発の成功度は、必要度とは逆に景気の上昇期に、それが行われる時の方がより多いように思われる。

イギリスで、戦前の労働移動政策より戦後の工場誘致政策の方が成功したといわれる時、その一つの原因は、前者が景気の下降時に、後者が戦後再建に続く上昇期に行われたことをあげうるであろう。このことは、高い成長率を続けつつ所得倍増計画の一環として地域開発を押し進めようとしている現在の日本には、学び易い教訓であろう。

(2) イギリスでも、広い意味での地域開発の目標として、自然資源保護、エネルギーと食糧の自給度維持といったものがあげられているが、しかし全体としては、大都市への人口・産業の流入抑制、大都市への人口・産業の流入育成、失業多発地帯からの人口移動促進と産業多角化の努力、といった形で、完全雇用という一つの大きな経済的・社会的統合目標を貫いている。そして経済外的考慮をも払いつつ、なお、経済的センスを通して。が、日本の場合今迄経済的センスが比較的乏しかったこと、それと所得倍増、格差是

正、国際的な景気の影響から免れて自立性を高めるために底を深くするといった主旨の目標が対立競合するのみで、それを統合したり、それらの間に適切なバランスを考えたりする点で、なお不十分なものがあつたといえよう。

(3) イギリスの場合でも、他の重要な経済政策（例えば貿易増進政策、生産性向上政策、軍事目的）と地域開発との競合問題には、はっきりさせ難い部分が多いことを示している。イギリスでは輸出増進や生産性向上のためには大都市への流入に対する規制に例外を認めるという形で、妥協をはかっている。

(4) イギリスでも開発「地域」の選定や変更にはなお問題を残している。開発目標（例えばある地域の特に高い失業率減少）が一応達成された時、前の指定を取り消し、新しい目標の下に地域の範囲を再編成するというのが必要であるが、この点ではあまり成功を収めていない。いつでも、範囲の拡大のみがなされている。また、幾つかの地域開発の計画を、全国的な観点に立って統合するという点でも、多くの努力があるにも拘らず、なお弱い面を残している。

(5) 地域開発において、国家は何をなし、何をなすべきでないか、また地域開発政策において私企業の行動を補強する面と規制する面とをいかなる比重で組み合わせるべきか、この問題について、すっきりした回答を示さず、永遠の課題として、その時代、その段階と状況、ケース・バイ・ケースで処理している。この点について、イギリスの経験からいえることは、次の三つである。

(イ) いつでも、二つの主張が併存していること。逆にいえば、一方が完全な勝利をえたことは一度もなかったこと（これは貿易立国主

義と国内開発主義の場合にも同様である）。

(ロ) しかし、長期的な底流としては、一九世紀末以来、国家の私企業に対する「規制」の面が、初めは例外的な地位から、紆余曲折を経てではあつたが、現在では社会経済の不可欠の中核を形成するほどにまで漸次的に相対的比重を増し続けてきたこと（一九五〇年以後も、その傾向がそのまま続くか否かは別問題であるが）。

(ハ) 短期的には、国家の行う「規制」面と「補強」面とは、振り子的に、周期的に、隔世遺伝的に、その地位を交替せしめて来ていること、これである。

(ニ) ドイツ

(1) イギリスと違う点の第一は、全国交通体系の整備が超経済的理由を考慮したものにもせよ、地域開発の中核的な政策として行われたこと。そしてそれは今も生きていること。

(2) 一九三〇—四〇年代、地域開発の諸目標、諸手段、国家と私企業との関係、その他のむづかしい問題に、無理にも統合的な体系化を与えようとしたために、国土計画の理論において大いなる進展を示した。しかし「健全なる生産力と国防能力とのある異種の血の混入しない民族的体軀をつくり上げ維持することが他のあらゆるものに超越した最も重要な要求」という形で統合目標が示されたため、戦後ファシズム流の軍国主義的・兵農論的なヴィジョンが嫌悪されると、それと一緒に地域開発そのものまで下火になってしまふ、といった面が見られる。永遠の問題に無理に理論的な解答を与えようとすることの危険を教えている。

(3) レプケの地域開発論は、ドイツの伝統をよく現代に生かし

て、地域開発のすぐれた理念論となっている。その核心は、地域開発に二重の理念を狙わしめた点にある。すなわち、経済合理性を代弁する市場経済の全き運営のために、反独占政策、ボトルネック除去政策、転換に伴う攪乱緩和政策、分配・調整政策といった形で地域開発を問題にするという一面、しかしながら地域開発の今一つの重要な目標は、広い意味での社会改革にある。つまり、市場経済は、社会生活、人間生活の狭い一領域にすぎない。経済を包む外側の領域では、人々は肉と血からなる存在であり、他人や社会に対する献身、少くともある種の連帯主義（小さなグループの内部で特にそれが強く活かされうる）、土や自然に対する愛着、創造的な手工業へのあこがれ等をもっており、これらを実現して、人間の尺度に合った新しい文明を再確立するための社会改革として、地域開発を重視するという一面。これは、イギリスでの先駆者ハワードが一九世紀末に地域開発について発言した時以来一貫して流れて来ている側面である。

レブケは、地域開発が、経済・社会改革であることを最もよく示した現代の指導的経済学者の一人である。

(三) イタリア

(1) 戦前の開墾土木事業は、地域開発の陥り易い弱味を示している。適用区域だけは拡張しても、それは、単にそれを口実に補助金を獲得しようという要求が高まり、国家がそれを制限したり選別したりしなかったことを意味するにすぎない場合がある。その場合開発の効果があがらない第一の理由は、国や地方自治体が私企業や農民や開墾組合の自発的・協力的・責任体制を作り上げえないことに

ある。そのような場合、地方の他力本願主義への安住を益々助長させるであろう。

戦後の南部開発金庫は、次の四つの点で示唆するところが多い。

(2) 開発投資の広い意味での経済効果（と社会効果）が重視されていること。「補助金的感覚より銀行的感覚」（ポストウ）への推移がある。

(3) 開発投資が、かなり大規模に継続的に行われていること。

(4) 政治的に安定し強固であって、時の政府の思いつきや地方根性や地方だけの利害といったものによって開発政策が歪められることが少いようになっていくこと。

(5) イタリアの場合、南部の農業の開発が重要問題という形で地域開発の重点を示しうるが、しかし南部農業の開発のためにも、工業と農業との有機的・結合的発展の道がなお積極的に模索されねばならないであろう。

2 戦後日本の経験

戦後、日本における地域開発の進展には、三つの段階を劃するところが出来ると思う。無論、時期区分は、ここでの目的にのみ有用な必要悪的措置であり、確定的なものでは決してない。

第一段階 昭和二五年から昭和三〇年まで

第二段階 昭和三一年から昭和三四年まで

第三段階 昭和三五年以後

この三つの段階の各々について、いかなる開発の法律と構想があったかを先づ示し、次に、前に述べた地域開発についての四つの根本問題に関連していかなる地域が選定されたか、いかなる主要目標が

掲げられたか、いかなる戦略目標と開発主体と資金形態がとられたか、地域開発の効果がいかんにはかられたか、といった点を、思い切り簡単に見て行くことにしよう。重点や特徴だけを浮き彫りにするために、重要でないものや、共通している面や、細部は、思い切り捨象する。

(1) 第一段階（昭和二五年から昭和三〇年まで）

開発計画 開発計画としては、北海道開発法と特定地域開発法とがあつた。何れも昭和二五年に制定。

地域の性格 何れも、未利用自然資源を多くもつ未開発地域として注目された。北海道の場合、北海道という行政単位が全域開発の対象となり、特定地域の場合、屢々河川を中心として、一県または数県の全部あるいは一部にまたがって部分開発地域が設定されている。

開発主要目標 北海道の場合、電源開発、食糧増産、工業原材料用自然資源開発、人口吸収、産業基盤整備があげられ、特定地域の場合、電源開発、食糧増産、国土保全、工業立地条件整備があげられていた。

全体として、最も重点とされたのは、食糧増産と電源及び自然資源（特に石炭）開発であつた。緊急物資の絶対量増大主義ともいえる。

開発手段 主として公共事業による直接投資を中心としていた。

効果判定 戦争直後の「緊急の必要」が真正面に出されている。これはある意味で経済計算以前のものであり、またこれを超えるものでもある。「緊急の必要」が押し出される結果、費用の側の考慮は

後退し、費用にかかわりなく、物資の絶対量の増大が何よりも重視されることになる。かくして昭和三〇年頃までの第一段階において、地域開発の効果判定を支配していたのは「緊急必要・物資増産」的アプローチということが出来る。

第一段階における地域開発では、二つの計画の中で北海道開発の方がより重要視されていた（第一表参照）。そのために第一段階の地域開発についての考え方の特徴もまた、北海道開発の方によりよく出ている。北海道第一次五カ年計画の開発実績は、まさに「緊急必要・物資増産」的アプローチに依拠して、例えば、第二表のような形で、論議されている。

さて、ここで日本経済全体の問題と考え合わせてみると、昭和二七、八年頃までは、普通、復興・再建の段階とされている。それを昭和三〇年頃まで延ばして考えても、大きな不都合はない。当時の問題は、全体としては、戦前水準への生産力の復帰であり、個別的に重要なのは、烈しい食糧の窮乏、基礎物資特にエネルギー（電源と石炭）の不足、戦後屢々襲つた自然的災害、海外からの引揚げや戦後の出産ブームや戦争による失職等で急激に増大した人口の圧力等の問題であつた。これが、第一段階における開発の主要目標を大きく規定したといつてよい。

今一つ、敗戦による、対外進出（対外的な資源確保）の失敗の反動として、今後は、国内資源の開発によって、日本の自然資源不足を克服して行かねばならぬ、という考え方が普及していた。加えて対外貿易がまだ充分に行われていなかったこと、および北海道を日本におけるアメリカないしカナダであるとして戦後日本に残され

第1表 2つの地域開発の事業費と地域人口との対比

地 域	事業費累計額 (百万円)	閣議決定事業費 に対する進捗率	事業費累計額合計 の中心での配分	人口比率
北 海 道	77,722	59.8%	43%	5%
22 特定地域	103,352	22.8%	57%	29%
特定地域以外 の後進地域	0	0	0	36%
先 進 地 域	0	0	0	30%
合 計	181,074	—	100%	100%

- 備考 1 期間は、北海道は27年から31年までの5カ年間22特定地域は28年から32年末までの5カ年間
- 2 北海道は、開発事業費（公共事業関係国費分）22特定地域は、A種公共事業費
- 3 人口は、昭和30年におけるもの。

第2表 北海道第1次5カ年計画開発実績

区 分	単 位	31年度目標 (A)	24~25年度 (B)	31年度 (C)	達成率 $\left(\frac{C-B}{A-B}\right)$
耕 地	万 町 歩	95	74	93	90.5%
乳 牛	千 頭	115	53	124	114.5%
主食(未換算)	千 石	800	500	670	56.7%
水 産	千 万 貫	35	25	30	50.0%
電 力	万キロワット	90.5	53.0	83.4	81.1%
人 口	万 人	600	428	485	33.1%

資料：『北海道開発要覧——北海道総合開発の全貌』昭和33年、p.22より引用

備考：(1) 耕地の31年度の数字は31年農林統計に公表された標本実測調査の結果によつて従来の耕地面積を補整したものであるから、耕地の増加は開発の実績によるもののみでなく調査方法の差異によるものも含まれている。

(2) 主食には、米・麦類・大豆・馬鈴薯・牛乳を含み、31年度の数字は牛乳を除く作物については、31年の作付面積に最近5カ年間の平均反収のすう勢線より算出した当年における平年予想反収を乗じて推計し、牛乳については31年実績によつた。

(3) 電力には工事中のものは含まない。

た「唯一の未開発地域」「資源の豊庫」といったスローガンがアピールするものをもっていったこと、等も、開発地域の選定に大きな影響を与えた。特定地域開発の場合には、アメリカのT・V・Aの知的影響が作用していた。

ところで、未開発地域というのは、経済学的には単に未利用自然資源をもつだけではなく（物理的増大の可能性があるだけでなく）、自然資源の豊富な存在のために、一単位当り資本付加で他地域よりもより多くの産出高をもたらさうる地域、（従ってそれは諸指標の発展率の他地域に比しての特例の高さによって反映される）であるといえる。けれども、この経済学的な意味での未開発性の利益は、北海道においてさえ、既に一九二〇年—三〇年代以後、失われていた（あるいは、物的な未開発性の利益が、社会的・経済的な特別の不利益のために相殺されていた）のである。それは、北海道における基本的な諸指標の発展率が、一九二〇年代以後、かなり優先的な地域開発投資にも拘らず、他地域に比して特別の高さを示さなくなっていることによっても、部分的・間接的に傍証されうる（第一図、第二図、第三図、第四図、第五図参照）。

北海道開発は、緊急の必要のための物資の絶対量増大という点からいえば、全然効果がなかったとはいえない。また、法に規定された物資増産目標に照らしていえば、第2表で見たように、ある程度の成果をあげているともいえる。しかし、「戦後日本に残された唯一の未開発資源をもつ宝庫」北海道の開発に当時の内地の人々がかけていた大きな期待が、主食増産、石炭増産、内地人口吸収等において、極めて不十分にしか達成されなかった理由は、基本的には二

つある。

第一に、終戦当時、既に北海道は経済的な意味で、「未開発性」の特別の利益をもっていなかったのに、それがあつたかのように錯覚されたこと。物理的可能性と経済的可能性との混同をそのままにさせたものとして、当時の緊急の必要があつた。

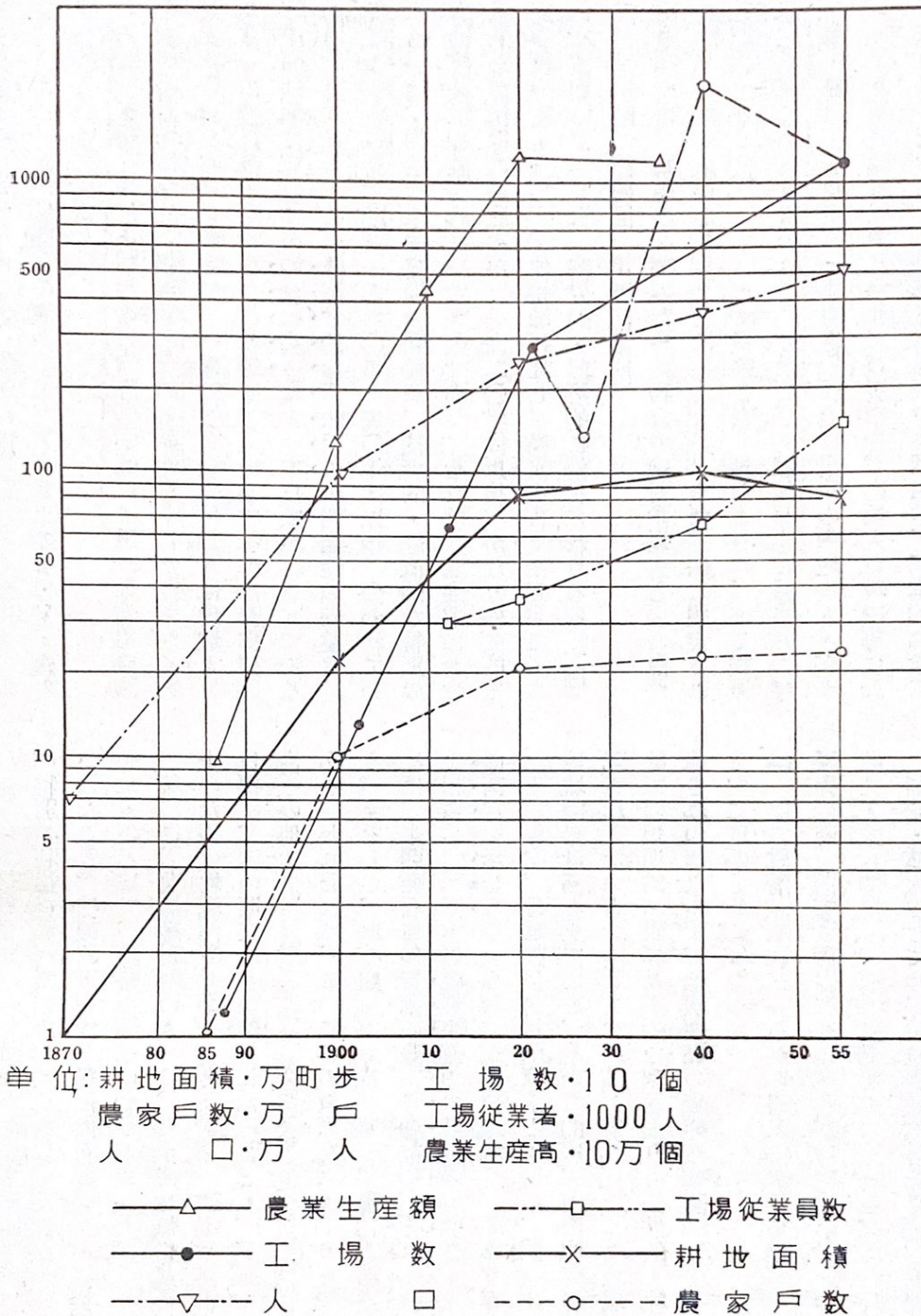
第二に、北海道現地の人々は、北海道地域住民の所得の安定と向上のための地域開発を第一と考へ、第一次五カ年計画で、この主要目標は、法の明文から削除されたけれども、実際には、産業基盤整備その他、この目標のために開発資金の多くの部分を使ったことである。われわれは、この二つの教訓をしっかりと学ぶべきである。すなわち、次の如くである。第一、現在北海道を含めて、日本には、未開発な自然資源の豊富さの故に、それだけで（他の諸条件を相殺して）資本の限界生産力の特別の有利さやまた発展率の特別の高さを示しうるような、未開発地域は、あまり存在しないということ。第二、地域住民の目的意識とは別に、国全体の目的のための地域開発計画を立てても、その目的は、国の側で思うように仲々実現されえないということ、これである。従つて、地域開発は、狭い意味での短期的・限界効率的な利益よりも長期的・社会的観点から実施されねばならず、地域住民の積極性を基にして、それを促進する方向に展開されねばならぬ。

(二) 第二段階（昭和三十一年から昭和三十四年まで）

開発計画 開発計画は二つの流れが併存する。一つは、第一段階の継続・拡大であり、第二段階での新しいものの出現である。

継続・拡大としては、特定地域総合開発法、北海道開発法（昭和

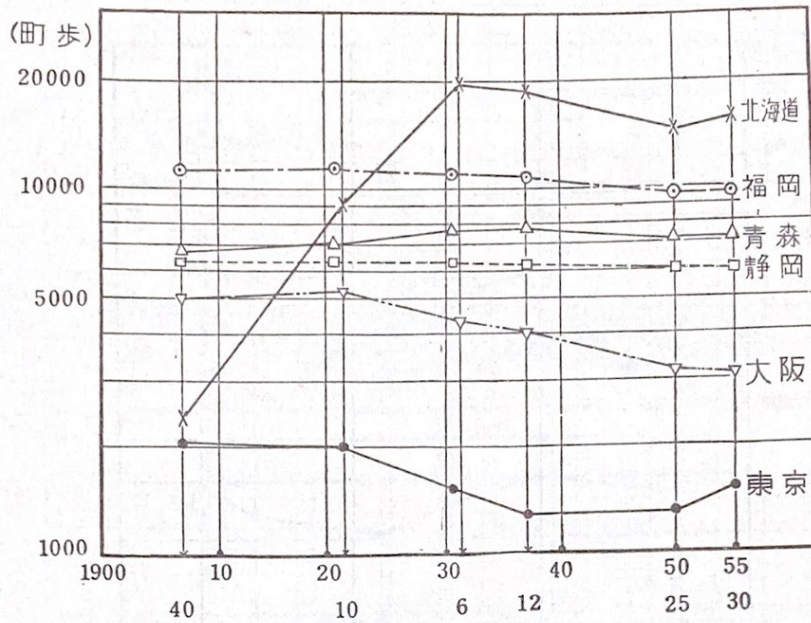
第1図 北海道経済における趨勢的变化の基本指標



資料: 農家戸数 逸見謙三『北海道の経済と農業』p.102
 『北海道開発白書』p.63
 『北海道経済白書』33年版 p.95
 耕地面積 逸見謙三、前掲書、p.102
 『北海道開発白書』p.63

農業生産額 逸見謙三、前掲書、p.117
 人口 北海道統計書より
 工場数 『北海道経済白書』33年版、p.111
 工場従業員数 前掲書、33年版、p.111

第2図 六つの県における稲作面積の趨勢的推移



資料：各県統計書より作成

備考：東京・大阪は先進府県の代表として、福岡・静岡は中進県の代表として、青森は後進県の代表として選ばれている。

三二年から第二次五カ年計画)の外に、地方開発促進計画として、東北(三一年)、九州(三四年)、四国、中国、北陸(三五年)、が加わる。

新しいものとしては、首都圏整備法が出て来た(昭和三二年)。第一の流れについては、前と同じ問題が改善されないで続いている。第二段階の特徴としては、いうまでもなく、後者の方がより重要であるから、ここでは後者に焦点をおいて見る。

地域の性格 大都市・高度に発展した既成工業地域が、開発の対象として強く浮び上って来た。「開発が山から町へ移った」といわれる所以である。首都圏整備法では東京を中核として、その周辺の数県が対象となっており、府県の行政単位を越えて、より広い地域の中で問題を解決しようとしている。三十三年に中間報告の形で出された太平洋岸ベルト地帯総合開発の構想においては、更に広大な地域区分が考えられ、日本全国が四つの地域に区分された。そしてその中で重要拠点開発主義が打ち出された。

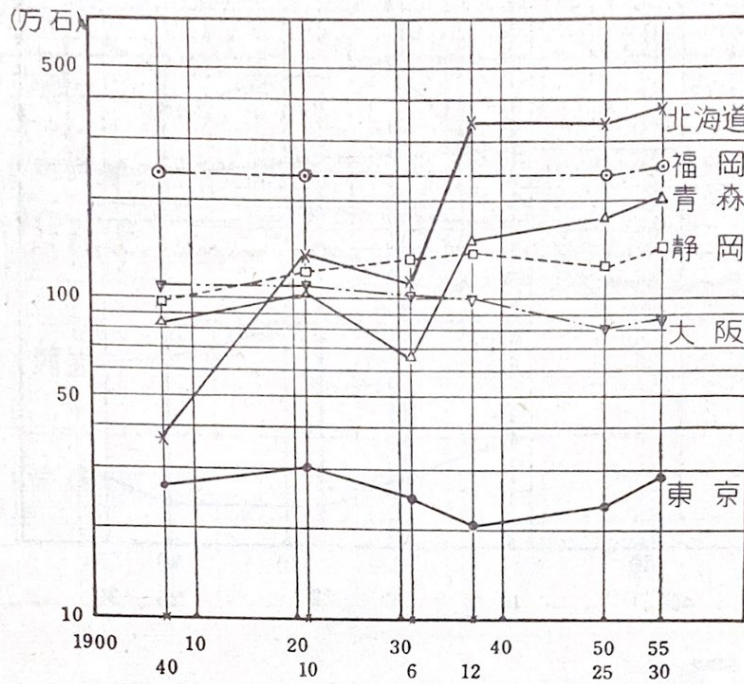
開発主要目標 後進地域側では、食糧増産、電源開発、石炭増産、人口吸収等に代って、工業立地条件整備が大きな目標となった。

先進地域側では、都市過度密集の緩和、用地・用水の確保、交通の再整備、社会施設の充実等産業基盤の強化、生活基盤の整備に中心的な目標がおかれた。

前者では、近代的な工業化の基礎の確立が問題であり、後者では現代的な工業化の一廻り大きな進展のための基礎枠の拡大が問題であるといつてよい。

開発手段 公共事業による直接投資の外に、間接投資的傾向をもつ

第3図 六つの県における米収穫高の趨勢的推移



資料：各県統計書より作成

もの、更に投資以外の諸措置（税制や法的規制やその他）も問題になって来た。

効果の判定 実際には、後進地域側においても先進地域側においても、まだ具体的な形での効果の判定は問題にされていない。が、この第二段階において注目すべきものは、効果判定について関心が昂まり、それをいかにすべきかについて理論的な論議が活潑に進められたことである。それは、実際には主として北海道開発第一次五年計画の実績への批判という形で、また理論的には「緊急必要・物資増産」的アプローチへの批判という形で行われた。

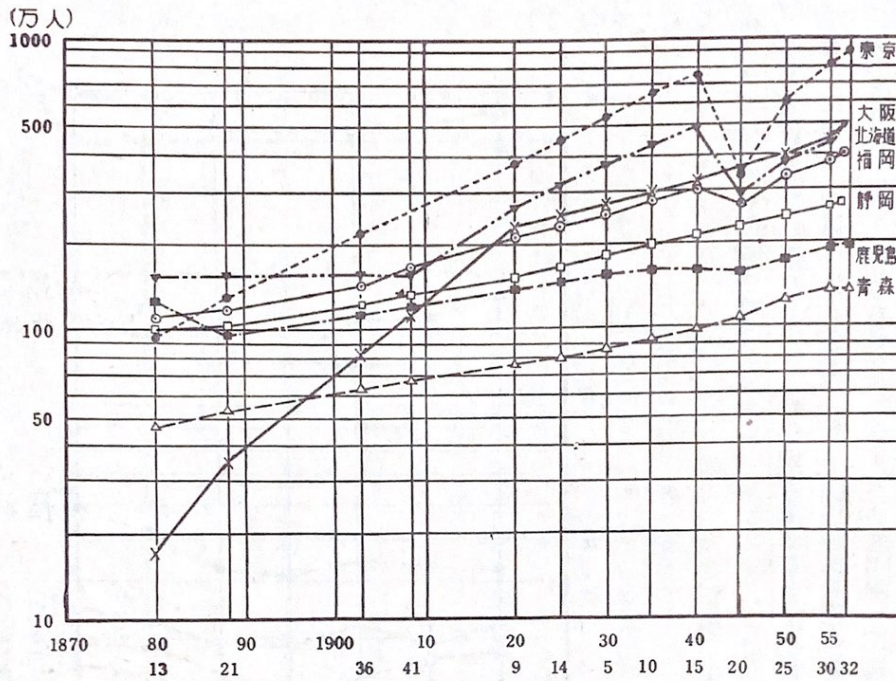
そして、経済効果で割切れ、といった議論と共に、次のような点が主張された。

第一、生産諸要素の中で最も重要かつ不足しているのは、自然資源ではなくて、むしろ資本である。従って、資本の効率的利用こそ何よりも重要である。こういう形で、物資の絶対量の増大よりも、資本の限界効率の方に重点が移される。

第二、経済的な開発の指標として、物量の増大よりもむしろ所得の増大ということが重視される。こうして、少い資本を投下した時、どれだけ多くの限界所得がもたらされるか、ということが、開発効果の中心問題となる。これを「資本の限界効率・所得増大」的アプローチと呼ぶことにしよう。

さて、ここで再び、日本経済全体の問題と考え合せてみよう。昭和三〇年には、経済自立五カ年計画が樹立され、三二年には、新長期経済計画が問題にされ始め、この段階に入って本格的な長期経済計画が出て来たといえるのであるが、昭和三一年頃から昭和三四年

第4図 七つの県における人口増加の比較



資料：各県統計書より作成

頃までの段階の、全体としての問題は、生産力の一層の拡大あるいは別の言葉でいえば、ロストウのいう「社会的技術の成熟」の一廻り大きな達成である。個別的には技術革新のブームの始まり、重化学工業化の一層の進展、それに伴う経済の基礎枠の飛躍的拡大、等が基本問題であった。

一般に、戦後の日本経済において、第一段階の復興過程を了えた時、その上に経済自立五カ年計画を初めとして色々な経済計画をもって新しい発展段階に推移した際、これをかりに戦後日本経済の第二段階と呼ぶことにすると、この第二段階に目立って来た特徴は、三つあるといわれている。

第一 巨大な技術革新

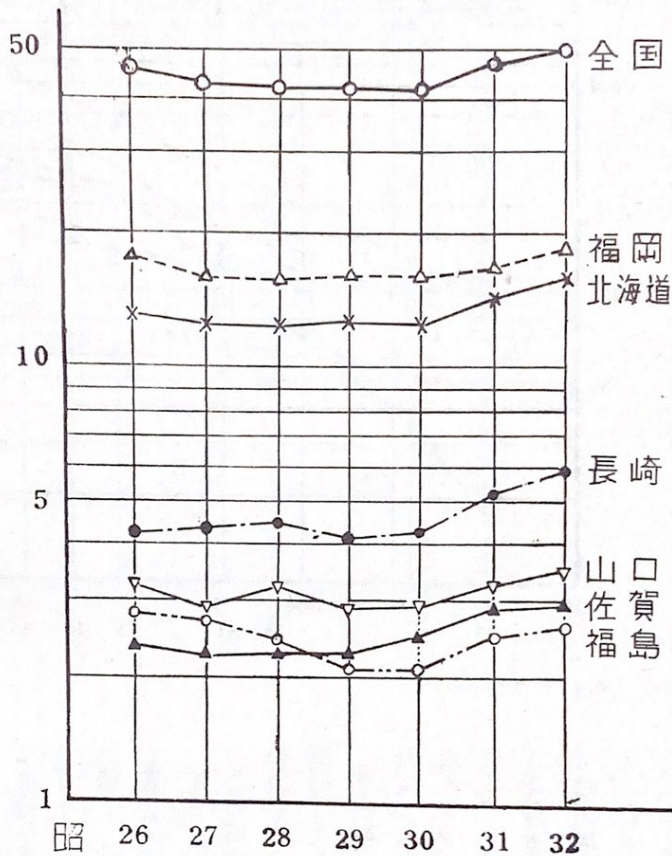
第二 大衆所得増加

第三 国家介入の増大

この三つは、無論、密接に絡み合っている。ここでは、これらの諸帰結を、特に前に見た地域開発の第二段階における諸特徴と関連づけながら、考察することにしてしよう。

第一の巨大な技術革新は、日本経済が戦前の生産力水準に復帰した時、戦中・戦後に発展した世界の先進諸国の生産力水準との大きなギャップを眼の前にして、何よりも先ず、それに追いついて行く、その追跡の努力を中心にして、外に向っては国際社会における日本経済の相対的地位を高めて経済自立の基礎を固め、内に向っては国民の生活水準を高める余裕をもたらさうとする生産力を拡大深化しようとした結果である。これと共に、われわれは、昭和三一年頃、経済発展のボトルネックとして、電力、鉄鋼、交通等が新し

第5図 主要な石炭産出県における石炭生産高の比較
(千トン)



資料：『府県別鉱産量推移』より。

い注目を浴びたことに想到せざるをえない。
特に、経済基盤拡大の基幹ともいべき鉄鋼を中心とする新しい設備拡張、工場建設の盛んなる意欲は、現代的工業化過程の原単位の巨大さとも相俟つて、既成工業地帯において工場用地・工業用水の不足という事態をもたらした。これが、大都市の周辺に新しい工場適地を開発しようという気運や、大都市を離れて、地方に新しい

工場地帯を創り上げようとする気運をもたらした。

また一方、技術革新を中核とする一國經濟基盤の拡大深化は、供給需要両面において、国内の再開発を必要とするが、この中心をなすものは全国的な交通体系の再整備であろう。交通の再整備は、眼の前に出て来ているボトルネックを緩和するのみならず、供給面では、人的、物的な諸資源の移動・再配置を進めて、新結合の基礎となり、需要面では、都市の消費・生活様式を地方に浸透せしめて広い市場を開拓せしめる。昭和二九年に道路整備五カ年計画が出来、更に昭和三三年に新道路整備五カ年計画が出来た。

更にまた、第二段階になって再び、大都市への急激なる人口と産業の再集中が生ずると、これに追いつくためにも、大都市の社会施設の再開発が必要になって来る。通勤、教育、住居、上下水道その他の充実が問題となる。これらすべては「開発を山から町へ」移動させることを促進した。第二段階において開発「地域」が大都市とその周辺に重点を移した所以である。

第二の大衆所得増加の諸帰結に目を転じよう。財閥解体、農地改革、労働組合確立という戦後の經濟民主化を一方の基礎とし、平和国家、文化国家の國是を他方の基礎として、戦後日本經濟はその生産

力水準を高めて、ロストウのいう成熟期に達し（更に戦後の技術革新の成果を付加してそのスケールを拡大深化し）た時、その余力を、いかなる方面に投入せんとするか。ロストウは、四つの代替的な項目を示した。一つは、対外進出であり、二は、生活水準向上であり、三は、福祉国家への道であり、四は、余暇の拡大である。第二段階において、日本経済が志向したのは、何よりも二の生活水準の向上の方向であったといつてよい。それは、やがて都会において消費革命、生活革命といった言葉を生み出す第一歩となった。生活水準の向上は、生存に最低限度必要なもの（その中心は食糧）を満たすと、次には、生活の便利品、生産と生活の能率を高めるもの、更に住居や耐久消費財やサービスの充足という風に、その余力の支出の重点を移して行く。この消費様式の変化は、需要側から、日本経済の構造を大きく変化せしめる要因となる。ところで、能率品には二つのものがある。一つは私的能率品であり他は社会的能率品である。公衆衛生や教育、あるいは住居等は、社会的能率品といふべく、公共サービスの提供されるのにふさわしいものである。特に戦前に比して、戦後は、住居は、私的投資の対象というよりは公的投資の対象たる性格を大いに強めるに至った。

人々の所得が向上し、私的な便利品が段々と増えて来るのに比して社会的な意味での便利や能率の相対的な立ち遅れが愈々はっきりと目立って来た。これらは、特に大都市における生活基盤の整備を強く要求するに至った、そして、これは需要構造の変化の側からも、国家の介入の増大を要求する。

こうして、技術革新に対応する社会的資本の充実、所得向上に対

応する社会的サービスの増大、この二つが時代の課題となったが、この二つは何れも、私企業が「しようとしないうもの、あるいはなしえないもの」であるが、国民経済的には、「極めて必要であり、かつ利益もはつきりしているもの」という意味で、まさしく、国家あるいはそれに準ずる公共体が開発事業の対象とするにふさわしいものである。第二段階において、大都市の地域開発が、その主要目標を、社会的資本の充実と生活基盤の整備にいたことは、了解しうるところであろう。それはまた、第二段階になって、国全体として、行政投資の内容が変化して来たこと、および財政投融资の支出項目の重点が変化して来たこと、等とも照応しているといつてよい。

ところで、国家の介入に關した今一ついっておくべきことが残っている。それは、第二段階になって、右に見た供給・需要両面の必要から国家の介入の必要が増大したということは事実であるが、それは、しかし事実のすべてではなく、半面にすぎない。

今一つの注目すべき事実は、国家の介入の仕方がより間接的な形になって行く傾向が出て来たことである。国家の事業のもつ原罪ともいふべき無能率、濫費、無責任といったことが、国家の介入の必要が増大し、事実またそれが増大すると共に、愈々大きな問題として世の注目を浴びるに至るのである。地域開発では、北海道開発の実績への烈しい批判等が、この声に支えられていたし、また、公社や公団や金庫の形で開発を進めて行こうとする工夫が見え始めて来た事も、他の一傾向である。

つまり、国家の介入に關して、「より多く・より間接的な」介入

が要求されたといえよう。

これは当然、地域開発の主体や資金形態、あるいは手段に、今迄とは異なる工夫改善が加えらるべきことを要請するのである。

最後に、地域開発の四つの根本問題の中、効果判定の問題が残った。

第二段階において出て来た「資本の限界効率・所得増大」的アプローチは、いかなる長所と短所をもっていたか。

先づ、長所の方から見て行こう。

1 緊急の必要というものから資本へポイントが移ったのは、復興段階とその基礎の上での新しい生産力拡充の段階との相違に一応対応しているといつてよいであろう。新しい生産力拡充のためには、「第二の本源的蓄積」ともいふべき資本蓄積が必要である。それに、新しい生産力拡充は、手から口への段階から迂回生産の段階への推移を意味しているので、迂回生産の中心、その最も生産的なる要因として資本が新しい注目を集めたのも、うなづけるところである。

2 緊急の必要から資本の限界効率へポイントを移すことにより、資本の効率という窓を通して、実は地域開発を含めて経済政策全般に「経済的なセンス」を貫こうとする意図が見られる。これは、戦前・戦中・戦争直後の日本の経済政策が、経済外的考慮によって動かされること余りに多く、経済性の原則を考慮すること余りに少なかったのであるから、その歪みを正す意味においても、重要な一段階であったといえる。第二段階になって、農政への批判、補助金への批判、その他と並んで、地域開発の物量増産第一主義的・

重農主義的・補助金待望Ⅱ他力本願的な傾向を脱皮せんとする動きが出て来たのは当然であり、「資本の限界効率」を問うことは、その一つの具体的なあらわれであった。

しかし、歴史的な過程での前進的役割を充分に認めた上でなお、われわれは「資本の限界効率・所得増大」的アプローチは、地域開発の効果の問題にする場合の「必要にして充分な」理論的立場としては、認め難いことを主張せねばならぬ。その弱点は、幾つかの方面にわたって、これを指摘することが出来る。

1 緊急の必要は、戦時的なものあるいは戦争直後の食糧・エネルギーの絶対的窮乏という形では、その時代的意義を失ったとしても、しかしなお、それは、地域開発の理念の必須の半面として、生を変えて生き延びて行く。それが生き延びて行く形は、三つありうる。

第一は、対外依存度の減少、あるいは経済の底を深くすること、これは、純経済的理由を超えて、一国の政治的・社会的安全のためにある程度は必要なものであり、その意味でいわば経済効率よりも国民経済の必須の（あるいは最低限の）必要の原則が重視される分野に属する。イギリスでも、貿易立国主義の裏側にいつも国内開発主義（それによるエネルギーや農業の保護）があったことは、前に指摘した。

第二は、社会福祉の地域版ともいふべきものであり、特別沈滞地帯、特別失業多発地域、災害地帯、その他を救済することは、これもまた、経済効率を問う以前の「国民的最低限」(National Minimum)の問題である。国家が国家としての法的・道義的存在を保

つために、最少限度必要なものである。ところでこれは近代国家（自由放任の資本主義）の時代にも認められていたが、現代国家、福祉国家の段階になると、この「国民的最低限」の内容が拡大し水準が上昇する。そして、最低所得地帯の開発や烈しい発展不均等のは正が、社会的緊張の減少という形で国家の当然なすべき義務の仕事となるに至る。と共に、それなしには高度成長政策が押し進められえないもの、という意味で、その支柱の一つとなるのである。

第三は、経済を超えて文化的・社会的な目的（例えば、人間の尺度に合った新しい文明の再建）が、地域開発の一つの重要な目的（先駆者ハワード以来、レブケまで、この積極的な人間福祉の実現のための社会改革は、地域開発の重要な理念であった）として自覚される時、ここに出て来るのは、やはり、資本ではかられた経済効率であるよりも、むしろ端的に人間にとっての必要という原則である。

かくして地域開発は、一面において、絶えず、他のすべての経済政策と同様に経済効率を問い続けることが必要でありながら、他面において、上に見たような三つの「必要の原則」にひっかけてその最終効果に問わねばならぬ、という二重の性格をもっているのである。その一方を無視するのは、正しくないのである。

2 資本の効率を問うことを一応認めても、その「限界」効率を問うことは、地域開発の定義そのものに照らして、決して充分なものとはいえない。地域「開発」は、そのための国家の資金の効率を問題にする限り国家ないしそれに準ずる公共体が、与件変更の構造政策として行う事が中心となる。その中核として、社会的資本を考

えることにしよう。

社会的資本の特殊な性格は幾つかあるが、その中で特に重要なものは、第一に、技術的不可分性を基礎にして巨額であること、そして第二に、高い資本・産出高比率をもつこと、第三に、その効果が長期的間接的・非貨幣的なものも含めてはからるべきこと、等である。その限界生産力は、当然、私的な設備投資のそれとは判定基準が異なるわけであるし、私的なものと区別して社会的限界生産力という概念をもち出しても、それを個々の開発事業について実際にはかることは容易でない。その上、限界生産力が問題になるのは、諸与件が一定であるか、またはほぼ同じような率で定常的に漸次的増大を遂げる場合であるが、地域開発のための社会的資本の導入は、この構造的与件そのものを変更する効果をもつのであるから、その効果は長期的な社会的平均生産力の増大という形ではかられる方がよりふさわしいともいえる。このように考えれば、社会的資本の投資効果を私的な投資のそれとほぼ同じやり方を採用してはかることには理論的・技術的に根本的な難点があり、何等かの新しい基準が必要であることに気付くであろう。

3 「物資」に代って「所得」が登場したのは、後者の方がより総合的なしかも象徴的な概念であるだけに、一歩前進である。が、地域開発の目的は所得の絶対量の増大（生産量極大）だけではなく、それを超えるもの、あるいはその背後にあるものの開発が重要なのであるから、それだけでは不十分である。福祉の中で所得はただ一つの指標にすぎないことは、第一表で見た通りである。

これらはやがて第三段階になって、一層はつきりして来るのであ

る。

(3) 第三段階（昭和三五年以降）

ここでは、過去の歴史の整理が目的であるから一応、昭和三六年五月現在までを第三段階と呼んでおこう。

開発計画 第三段階の全般の特徴は、二つある。第一は第二段階への反撥・調整であり、第二は、地域開発の四つの根本問題に見られる複合的性格を全体として整合・統合することである。論理的には、第一が先行し、第二がその後続く筈であるが、事実上は同時に併行している。

開発計画として、第一の傾向を代表するのは、「低開発地域工業開発促進法」であり、第二の傾向を示すのは、全国総合開発計画のさし迫った要請であり、一般に地域開発を含めて経済・社会政策のマスター・プランの要請である。ここでは先づ第一のものを中心として見て行こう。

地域の性格 首都圏整備法や更に太平洋岸ベルト地帯総合開発構想が、先進地域とその周辺地帯を優先的に開発するという基本的傾向を示しているのに反撥し、同時にまた成長率第一主義を地域間格差是正という形で若干調整すべく、後進地域の開発が出て来た。が、「低開発地域工業開発促進法」の特徴は、特定地域開発（数県）北海道開発（道全域）、地方開発（地方全域）に比して、地方の中小都市を開発の中心拠点としている点である。後進地域についても全域開発より拠点重点開発をとった点に新しい点がある。

開発主要目標 低開発地域工業開発の場合、所得格差是正ということが何よりも重要な地域開発の目標であり、かつ大義名分である。

開発手段 補助率引上げ、財政投融资の今迄より一層多い配分・税の考慮、その他色々な手段が併行して用意されつつある。

開発効果判定 広い意味での「資本の限界効率・所得増大」の修正ともいえるところの「資本の経済Ⅱ社会効果・民生安定」的アプローチが出て来ている。これは、地域開発の目的を、国全体としての所得の増大よりもむしろ地域住民の生活と福祉の向上を通じて烈しい地域間所得格差を是正し、社会的緊張の緩和と民生の安定をはかるといふところにおく。そして、その目的に照らして、国家資金をその経済的・社会的効果を考えながら支出するという考え方である。単なる社会保障の増大やまた単なる平衡交付金の増額に比して、より経済効率を重視し、また財政投融资の支出先としては国の基幹産業への資金補給等に比してより社会正義的效果を重視する、という含蓄をもつものといえよう。

このような考え方は、第三段階、昭和三五年以降になって初めて出て来たものでは決してない。北海道等では、戦後直ちに、新しい地域開発理念の一つの支柱として豊富な自然資源の開発ということと共に主張されていた。また昭和三一年頃から、北海道が豊富な自然資源による特別の有利さをもっているわけではないことが認められると共に、北海道は自然資源の豊富さの故にはなくて、経済的・社会的後進性の故に開発されるべきであるという形で（時には、対外依存度減少論とも表裏一体の形で）大いに主張されていたのである。が、それが全国的なスケールで地域開発の新しい理念として一般に認められ始めたのは、やはり所得倍増計画の裏面として地域間所得格差の問題が段々大きな注目を集めるに至った昭和三五五年以降

であったといつてよい。

しかし、その考え方は、あくまでも、成長率第一主義を前提しそれを主流と認めた上での補整として、政府当局によって、その範囲内で資金その他の支持を与えられたらというべきであり、本質的に、地域開発の積極理論として弱いものをもっていた。また、これを受ける地域の側でも、それを、補助金獲得の新しい口実という風に考えている面が少くなつた。そして、そのような態度こそ、後進地域の真の開発をおくらせているものなのである。

4 整合の必要

地域開発に関する現在の一番大きな問題は、整合ないし統合である。

それが必要な理由は、二つある。一つは、行政的な理由であり、戦後の時々の必要から次々に制定された地域開発関係の諸計画が、重複・競合しており、何等かの整理再編成を必要としていることである。今一つは、地域開発について戦後の三つの段階は、段階の性格やその時々の常識を反映して各々のアプローチを生み出して来たのであるが、それらを現在から将来にかけての日本経済の段階や状況に適合するように、また経済学の新しい常識に合うように、新結合革新して行くべきことである。

前の方から見て行こう。

現在、昭和三六年五月現在、日本で進行中の地域開発の計画や構想としては次のようなものがある。先ず、法的な形で実施中の計画としては、

(1) 北海道開発法（昭和二五年制定、昭和三三年より第二次五ヶ

年計画）

- (2) 特定地域（二二地域）総合開発法（昭和二五年制定）
- (3) 東北地方開発促進法（昭和三一年制定）
- (4) 九州地方開発促進法（昭和三四年制定）
- (5) 四国地方開発促進法（昭和三五年制定）
- (6) 中国地方開発促進法（昭和三五年制定）
- (7) 北陸地方開発促進法（昭和三五年制定）
- (8) 首都圏整備法（昭和三一年制定）
- (9) 低開発地域工業開発促進法（昭和三六年制定）

この外に、現在準備中の地域開発計画や構想としてはおよそ次のようなものがあるといわれている。

- (10) 工業地域開発促進法（通産省準備中）
- (11) 広域都市建設促進法（建設省準備中）
- (12) 地方開発基幹都市建設法（自治省準備中）
- (13) 全国総合開発法の骨格として、太平洋岸ベルト地帯総合開発構想（昭和三三年産業立地小委員会より中間報告、現在検討中、後進地域側からは批判あり）

これらの外、更に広い意味で、国内の再開発や立体的総合開発に関連するものを付け加えれば、上のリストは、なお一層長く続くであろう。

例えば

- (14) 全国道路計画
- (15) 臨海工業地帯整備法
- (16) 水資源開発公団

その他等。

こうして、現在日本は、狭い国土に「地域開発計画がいっぱい」という状況を迎えたのである。

「地域開発計画がいっぱい」というのは、ある意味では、結構なことである。というのは、各々の計画や構想は、その制定時には、各々の特殊の必要性と有用性をもって来た（例えば、昭和二五年制定の北海道開発法を考えてみよ）のであり、また国全体の諸政策の中で、比較的に部分的な問題に対する局所的・対症療法的な解決策として、その時々により用意され、実施されて来たのであって、それらの集積結果が、いつの間にか上のような状況をもたらしたというのが事実だからである。そしてこれは、地域開発計画が国全体の諸政策の中で、その相対的重要度を高め、本格的にとり組まれるに至る基盤を作ったのである。

けれども、これを認めた上で、より高い時点に立って考えれば、「地域開発計画がいっぱい」という上の状況は、決して好ましいものではなく、そのままに放置しておいてよいものでもない。先ず第一に、それは、抜き難い官庁のセクト主義のあまりにも我物顔なる横行を示している。第二に、これら多くの地域開発の計画や構想は、お互いに重複し、競合する面をかなりもっている。そしてそれは「計画」が成功のために本来もつべき大規模性、継続性、総合性を弱め合っている。第三に、地域開発計画が国全体の諸政策の中で占めるその相対的重要度を高めて来れば来る程、その実施の効率というものが今迄よりも強く問われるようになるであろうし、また逆に効率的な実施の実績を確立することによって、地域開発計画の相

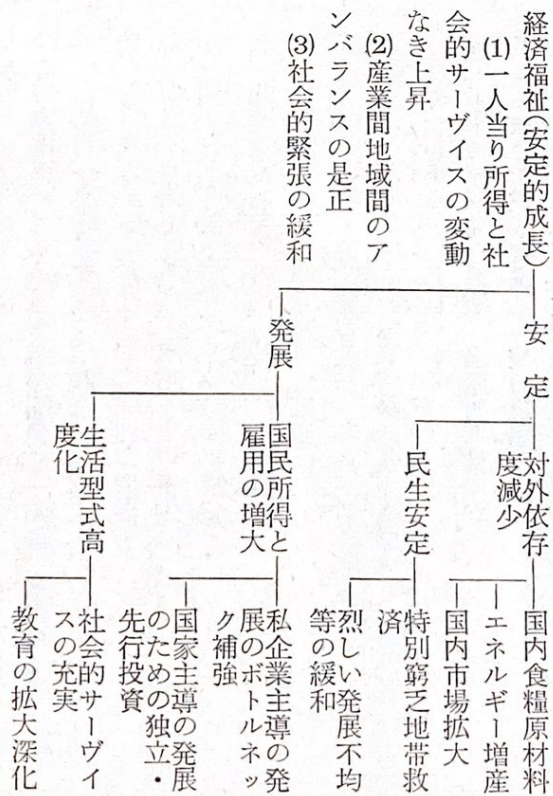
対的重要度は愈々高まって行くであろう。

これらすべては、上に列挙した地域開発の計画や諸構想を、改めて、統合的に再編成すべき行政的必要を示している。

次には、地域開発の四つの根本問題についての考え方の複合性を目を転じよう。戦後三つの段階を経て、現在、われわれの眼の前には、地域開発の根本問題についての考え方が、幾つか混合併存している。四つの各々について、簡単にそれを再整理してみよう。

一、地域開発の主要目標

今迄に出て来た主要目標は、次のように整理することが出来るであらう。



二 地域開発の対象地域

大都市再開発

先進地域
既成工業地帯の再開発

周辺地域
新しい工業地帯の開発

中進地域
準先進地域の先進地域への接合
地方基幹都市の開発育成

後進地域
最後進地域の「国民的最低限」までの引上げ

未開発地域
自然資源開発

特別窮乏地域

失業多発地域
人口移動、産業構造多角化

不況斜陽地域

三、地域開発の手段

資本導入

直接投資

間接投資

補助金

平衡交付金

税制
直接規制

四、地域開発の効果判定

地域開発の効果判定について、今まで次の三つのアプローチがあった。

緊急の必要・物資増産

資本の限界効率・所得増大

資本の経済的・社会的効率・民生安定

この三つのアプローチは何れも後段において、地域開発の第一目標を示している。物資増産、所得増大、民生安定がこれである。これは、すべて最広義の成長に含まれる事柄であるが、重点の微妙な相違を示している。

前段における緊急の必要、資本の限界効率、資本の経済的・社会的効率等は、何れも、まさしく目標が定められた場合にその効果を、いかなるものにひっかけて測定するか、を示している。が、しかし、それはまた、前記の目標を達成するために、何が一番必要であるかについて、ある種の判断を示している。

将来の長期経済計画の一環として地域開発の積極理論を考える時、われわれは今迄に出て来たこのような考え方に、ある種の整合を行い、また幾つかの点で、それを修正して行かねばならないであろう。

これを基礎にして、地域開発の積極論を展開することは、別の機会にゆずりたい。

追記

一、この論文は、学会当日会場でおくぼりしたプリントに若干の補筆を行ったものです。

二、当日、若干の方から御質問を頂いたのでありますが、予定討論者の小川教授以外の方に対しては、時間の都合で、直接その場でお答えすることが出来ませんでした。ここで、お答えさせて頂きま

質問 一 (神戸外語大学 金田近二)

全体的な経済計画と地域開発との関係について。

国全体の総合的且合理的な経済発展政策が行われれば、謂ゆる地域開発というような考え方は解消してしまうものか、それとも、そのような全体的、総合的政策と雖も、どうしてもカバー出来ない部分があつて、それを補完する為に、是非共地域開発という考え方が必要なのか。全産業政策を補完するものとしての地域開発計画の「補完」の意味を今少し明らかにされたし。

答 総合的な経済発展政策といわれるものと、地域開発といわれているものとの各々が、具体的にいかなる内容を与えられているかによって違って来ると思ひます。総合的な経済発展政策は、通常その一環として地域開発に関連する側面をもつていますが、その範囲をうんと広げ、そしてそのウエイトを重視し、細目にまで及んでいけば、それ以外に、地域開発政策が行われる特別の余地は、それだけ少くなるでしょう。

けれども、実際には、総合的な経済発展政策を補完する地域開発政策が必要とされる場合が多いでしょう。例えば、国土縦貫道路を作った時、それと周辺ないし背後の大・中・小都市を結ぶいわゆるロケット道路は、そのすべてが国の力で作られるのではなく、地域の経済力の差を反映して、地域開発の政策の中の一政策として作られることになるでしょう。

産業政策に対して地域開発政策を「補完的」と規定する理由は右の議論から当然に出て参ります。総合的な経済発展政策は、例えば、わが国の国民所得倍増計画のように、大綱を規定するだけの場合が多いようです。となると、本文で産業政策とは別個に特に「地

域」への政策が問題になる積極的理由として、述べましたように、発展の潜在力も調整を要求する諸矛盾も、それらが国全体に平等に無差別に分布しているのではなく、それらが地域的な集積を示して存在しているのでありますから、これらをキメ細く考慮した特別の地域開発政策が必要とされるでしょう。またすべてこの国で、地域開発政策は、産業政策より低い地位しか与えられていないようです。この場合にも、両者の中にならざる意味内容を込めるか、によってニュアンスが違います。わが国の所得倍増計画でも、五本の支柱の一つに、地域間格差という形で、地域開発政策が、とり上げられています。それは、地域開発政策が一国の経済計画の基本骨格そのものをなすのではなく、地域性への考慮をあまり考えないで作られた基本的骨格に対して補強的な支柱という形で考えられているということを示していると思ひます。そういう意味で地域政策は主導的なものというより補完的な性格をもつものだといったのです。これによいかどうか、特に今の日本のような程度でよいかどうか、は別問題ですが。

質問 二（近畿大学 一井 修）

現在まで多くの地域開発計画案が発表されているが、昭和二十五年に出た国土総合開発法に含まれている地域開発計画には多方面にわたる計画部門が掲げられているから、その後に出た諸計画、例えば広域都市建設促進法や地方開発基幹都市建設法などの計画は個別的には理由があるにしても、国土総合開発法に云う地域開発計画と重複する感がある。坂本教授の云われる「地域開発計画がいっぱい」ではないか。かかる計画案を多く出すことの可

否につき坂本氏は如何にお考えになるか。

答 一、今のような形で地域開発計画が乱立して来ていることは、長所と短所との二面があると考えます。

①長所は、それらが、いかなる動機に基くものであれ、結果的に国と地方との双方において、地域開発への関心を昂めることです。私は、国全体の諸政策の中で、地域開発政策のウエイトが今よりもっと増すことが望ましいと考えていますので、それに役立つ限り、この長所を認めているわけです。

②短所は、もし地域開発の資金の枠が一定の場合、多くの地域開発計画が重複・競合することは、計画本来の統合性・有機性・大規模性を弱めて、開発効果を弱化せしめる結果となることです。そしてそういうことを続けていけば、地域開発政策の資金の枠自体も成長せずむしろ減少せしめられるかもしれません。

二、私自身は、この点について積極的には、次のような三本立てを考えております。

①長期経済計画の中で全国総合開発計画を確立し、その中、産業政策と共同の部分については、新しい国造りの基本として、国家（中央政府）が最高政策の一つとして直接これを実施する。例えば、国土縦貫・横断道路、準先進工業地帯育成、発展拠点育成。

②右の基本政策とは一応別個に、それを補充して全国総合開発計画の中で地域開発を行うべき部分については、国土開発省を設けて、そこで実施する。国土開発省の中に北海道開発庁や経済企画庁の総合開発局その他を發展的解消させる。国土開発省のマスター・プランとしては、太平洋岸ベルト地帯総合開発とそれに若干の地域の重要

拠点開発を加味した構想を採用する。その他は必要に応じ個別的に考える。

③国土開発省の一環として、全国総合開発金庫を設け、その運営は特別の審議会に委ねる。そして、数県連合、一県、数郡連合、一地方都市といった形で、範囲は問わず、下から自発的に提出して来る地域開発プランを、目的、地域選定、手段、責任主体、効果等にひっかけて、基本構想や時の必要に沿う方向に審査し、目的に応じて適当な比率と利子率で、開発資金を借しつける。日本開発銀行を拡大して、この事務の一大支柱とすることも可能です。

この三本立てに統合して、その他のものは全部この中に發展的に解消させる、これが私の試案です。

質問 三（中央大学 村田喜代治）

一、先進地域の飽和を緩和させることが可能という見解であるが、その根拠ないし具体的方向を説明されたい。

二、地域開発を福祉の観点において理解されているが後進地域の福祉増大のための方途、たとえば工業化を可能にする方途を考えているか。

答 一、私はまづ、先進地域の「飽和」ないし「過剰」の定義に既に混乱があり問題があると思えます。

①先進地域例えば東京都の「巨大」なこと自体を直ちに過大とか過剰とかいう議論もありますが、ここでは、問題にしません。

②「飽和」は、経済学的には、本文で述べました「未開発性の利益」の逆の観念で定義することが出来ます。すなわち、一単位当りの資本の限界生産力が他地域（飽和に達していない地域）に比して低いのみならず、当該地域の過去と比べて、収穫逓減の点に達して

いることです。ところで、東京について、成長の最広義の定義の中に含まれる多くの指標について調べてみますと、その成長率は、現在までのところ、他地域(特に後進地域)よりも高いものが多いし、また東京の過去の伸びに比して、著しく低下・停滞して、収穫通減のはっきりした兆候を示しているということも見られません。従って、私は、東京は経済学的には「飽和」とは考えていません。

③しかし、それにも拘わらず、なお過大とか飽和とか行き詰りとかいう議論が部分的に生きています。それは、民間設備投資のものすごい成長率に比して社会資本の方の伸び率が(この伸び率も後進地域に比べれば高いのですが)及ばないことから、短期的なボトルネックや矛盾が出て来ているからです。通勤の混雑や家屋の不足等はその一例です。発展は、諸資源の再配置・新結合を伴うものですが、この新結合が、技術革新に対して人々の思考革新の立ちおくれから、スムーズに進んでいないのが、短期的なボトルネックの根本原因だと考えます。思考革新は、教育・啓蒙、資金による誘導、法的強制等によってこれを促進することが出来ます。屢々人口に比して土地の不足がいますが経済学的には、そんな議論は重要でなく、土地の利用形態を改善すれば、東京にでも今の四倍の人口が住めるといわれています。

都心地不利用(低能率利用を含む)税、土地収用法、地下水汲上げに対する重税、土地価格規制令、農地保護法撤廃、土地の国家買上げ、都周辺の大工場に付属する中小企業が都内にある場合これを都周辺に移動させる強力な総合措置、東京湾開発、首都圏内での再配置等々を総合的に押し進めれば、現在、過大とか飽和とか行き詰り

とかいう言葉で表現されている短期的ボトルネックを解消することは可能だと思います。東京で足りないのは、土地や水ではありません。資金でもありません。新結合の知恵と意志です。

二、①私は、地域開発を必ずしも狭い意味での福祉の観点だけに立って理解していません。従来、福祉的観点(無論、所得も含む広い意味ではなく、社会福祉、民生安定的な狭い意味)が割合少なかったもので、これをも加味して考えるべきことを申したかったのです。私自身の問題は、一つだけのアプローチでなく、三つのアプローチをいかに統合するか、にあるのです。

②後進地域の所得増大・福祉増大のための方途として、私は、次の三つが大切ではないかと思っています。

④最も条件の悪い地域からの人間の移動。海や陸の離島を開発することに私は消極的で、そこから人間を一挙大量によりよき条件のところへ移すための機会と住居と職場をいかに用意するか、の方が、地域開発としてより重要であると考えています。特別困窮地域、災害常襲地域、特別失業多発地域についても同様です。

⑤広い意味での後進地域(東京・大阪・名古屋等の先進地域以外のすべての地域)の中で、準先進セクターともいえる地域を思い切って引き上げて、先進地域への労働力・頭脳・資本等の逆流効果を妨ぎ、そこを先導セクターとして、後進地域全体の発展を考える。九州については、北九州と別府・鶴崎地域を二〇〇―三〇〇万位の人口規模にして、そこを中核として九州全体の発展を考える。

⑥他の地域では、その中核地域と有機的・補完的關係をもつように交通体系の整備や産業構造の転換をはかって行く。が、これは、後

進地域の側の自発的・積極的意志と工夫に依存します。今のままで、格差是正の大義名分に甘えて、補助金や平衡交付金を増額することには反対です。これがいわゆる工業化を促進するとも思いません。

質問 四（東洋大学 小川福次郎）

一、長期経済計画の定義の中に「混合経済のメカニズムの最も能率的な運営を図る」という言葉があったが、資本主義経済、混合経済、社会主義経済の限界を示せ。

二、報告の中で開発効果の判定基準として、国家資金が地域間所得の較差是正に使われるというようなことが言われたが、之に関連して地方開発資金が政府投資に占める比重は相当大きく、特に長期的な計画性をもつ財政投融资は近來主として道路、港湾の構築、橋梁架設、住宅建設など、産業基盤の整備、生活の安定方面に重点がおかれているようだが、地域開発上財政投融资が果たす役割について御意見を問う。報告では、「財政投融资の支出先としては国の基幹産業への資金補給等に比して、より社会正義的効果を重視する」と述べているが、「より社会正義的効果」とは具体的に地域開発上どういう意味なのか。各地域住民の福利増進のみに限定して考えてよいか。

三、低開発についての概念規定はわが国の地域開発計画の対象となる各地域にもあてはまるか。またどのような点が共通点となるか、又は未開発の範囲に入るのか。またわが国は中進国と言われているが、低開発国とは発展段階的にどうちがうのか。

答 一、三つの体制について、歴史的諸条件を離れて一般的・抽象

的な限界を示すことは、あまり意味がないと思います。

日本は二つのメカニズムを混合させている経済であって、その比重は時に応じて変わって来ておりますが、それを決めるのは、その時々々の「時代の課題」として大多数の人々に認識されているものを達成する両者の相対的能率によっている、ということだけが、私の申したい点です。

二、財政投融资の中で、どれ位が産業政策、どれ位が地域開発政策という区別をつけることは、実際上は仲々むづかしいようです。

が、しかし大ざっぱにいえば財政投融资の配分は、従来基幹産業最重点主義であったのに、その後、特に三五年頃からの特徴として中小企業への比重が少いながら段々とふえて来ていることが目立っています。そのことは、財政投融资の効果として、物資増産―所得極大―生産力拡充効果一本槍の議論の外に、より広い経済効果あるいは社会正義的效果として、民生安定的効果を加味して行く議論が出て来たことを意味しています。社会正義的效果とは、最広義の成長の中の福祉の細目指標の中で、格差是正、国民的最低限引上げ、等をより重視することをいいます。

三、本文で述べた「未開発性の利益」という概念は、いわゆる後進性、低開発性の概念と同義ではありません。何を基準として概念を定義しているか、を考えて頂きたいと思えます。先進・中進・後進国の区別もまた、何を基準として用いるかによって色々であります。